

久喜市子ども・子育て支援事業計画
～～平成29年度見直し版～～



久喜市

平成30年3月

ごあいさつ



近年、我が国において急速に進行する少子化により、子どもたちが異年齢の中で育つ機会や集団の中で遊ぶ機会、お互いに切磋琢磨する機会が減少するなど、子どもたちの育ちをめぐる環境は変容しております。このことは、子どもの自主性や社会性が育ちにくいなど、心身の成長や人間形成に対する影響が懸念されています。

これまで、久喜市では、子どもを産み育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み、実現していくため、次世代育成支援対策推進法に基づく「久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援の各種施策を推進してまいりました。

この度、妊娠・出産期から小学校入学後の学童期まで切れ目のない子ども・子育て支援を社会全体で行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりを総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立したことに伴い、久喜市では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「久喜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、基本理念である、「子育てをみんなで支え、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくり」に基づき、子ども・子育て支援策を地域の皆様との協働で推進し、久喜市に「住んでよかった」「住みつづけたい」「住んでみたい」と実感できるような、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様や、ご尽力くださいました久喜市児童福祉審議会委員の皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

久喜市長 田中暄二

目次

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	2
(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画	2
(3) 久喜市総合振興計画を上位計画とする市の子ども・子育てに係る総合計画	2
3 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 本市の位置・地勢・沿革	4
2 人口と世帯の状況	5
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	5
(2) 世帯数の推移	6
(3) 世帯類型等の推移	7
3 就業の状況	9
(1) 女性の就業状況	9
4 出生の状況	11
(1) 出生数の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
5 児童数の状況と見込み	13
(1) 児童数の推移	13
(2) 児童数の見込み	14
6 アンケート調査結果の概要	15
7 教育・保育事業の状況	25
(1) 認可保育所入所児童数の推移	25
(2) 認可外保育施設利用者数の推移	27
(3) 市立幼稚園在園者数の推移	28
(4) 私立幼稚園在園者数の推移	29
(5) 小学校児童数の推移	30
(6) 放課後児童クラブ利用者数の推移	31
(7) 中学校生徒数の推移	32
8 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況	33
9 本市の子ども・子育てをめぐる課題	34
第3章 計画の基本理念及び施策の展開	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の基本方針	37
3 計画の基本目標	38

4	久喜市子ども・子育て支援事業計画体系図	40
第4章	子ども・子育て支援新制度に基づく施策の展開	41
	基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実	41
	◇施策の方向1 施設型給付	41
	◇施策の方向2 地域型保育給付	41
	◇施策の方向3 地域子ども・子育て支援事業	41
1	新制度について	41
2	新制度の事業体系	42
	(1) 子ども・子育て支援給付	42
	(2) 地域子ども・子育て支援事業	42
	(3) 教育・保育認定について	44
3	教育・保育提供区域の設定	45
4	幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の内容	47
	(1) 学校教育の提供(幼稚園・認定こども園)	47
	(2) 保育の提供(保育所・認定こども園・地域型保育事業)	48
5	地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容	52
	(1) 利用者支援に関する事業	52
	(2) 延長(時間外)保育事業	53
	(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	54
	(4) 子育て短期支援(ショートステイ)事業	55
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	56
	(6) 養育支援訪問事業	57
	(7) 地域子育て支援拠点事業	58
	(8) 一時預かり事業	59
	(9) 病児保育事業	60
	(10) ファミリー・サポート・センター事業	61
	(11) 妊婦健康診査事業	62
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	63
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	63
6	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	64
	(1) 認定こども園の普及方策	64
	(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供するための方策	64
	(3) 2歳までの保育事業と3歳からの教育・保育事業の連携方策	65
	(4) 幼児期の教育・保育事業と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組推進	65
第5章	次世代育成支援施策の展開	66
	基本目標2 子どもが主役の環境づくり	66
	◇施策の方向1 子どもが健やかに育つ環境づくり	66

◇施策の方向2 子どもが地域で学べる環境づくり	70
◇施策の方向3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策	72
基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり	78
◇施策の方向1 子育て支援体制の充実	78
◇施策の方向2 家庭の子育てを応援する体制強化	81
◇施策の方向3 子育ての情報提供、相談体制の充実	84
◇施策の方向4 子育ての経済的負担の軽減	86
◇施策の方向5 母子保健の充実	89
基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり	91
◇施策の方向1 地域と協働で子どもの成長を見守るしくみづくり	91
◇施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進	94
基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり	97
◇施策の方向1 子どもが安心して過ごせる環境づくり	97
◇施策の方向2 安心して外出できる環境づくり	98
第6章 計画の推進体制	100
進捗状況の点検・公表	100
資料編	101
1 計画の審議過程	101
2 久喜市児童福祉審議会条例	104
3 久喜市児童福祉審議会委員名簿	106

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率¹は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成25年の合計特殊出生率は1.43と、平成24年の1.41より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況が増えつつあります。また、日本経済は緩やかに回復しつつありますが、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが依然として困難な状況にあります。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法²」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市は、合併後の平成22年3月に「久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度から平成26年度）を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児³保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

¹ 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの平均的な数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。

² 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

³ 低年齢児：ここでは0歳から2歳の乳幼児のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画⁴の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

(3) 久喜市総合振興計画を上位計画とする市の子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「久喜市総合振興計画」を上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

⁴ 一般事業主行動計画：事業者が、従業員の仕事と子育ての両立等を図るため、雇用環境、多様な労働条件の整備などに取り組むための対策及びその実施時期を定める計画。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を期間とします。

ただし、国や埼玉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

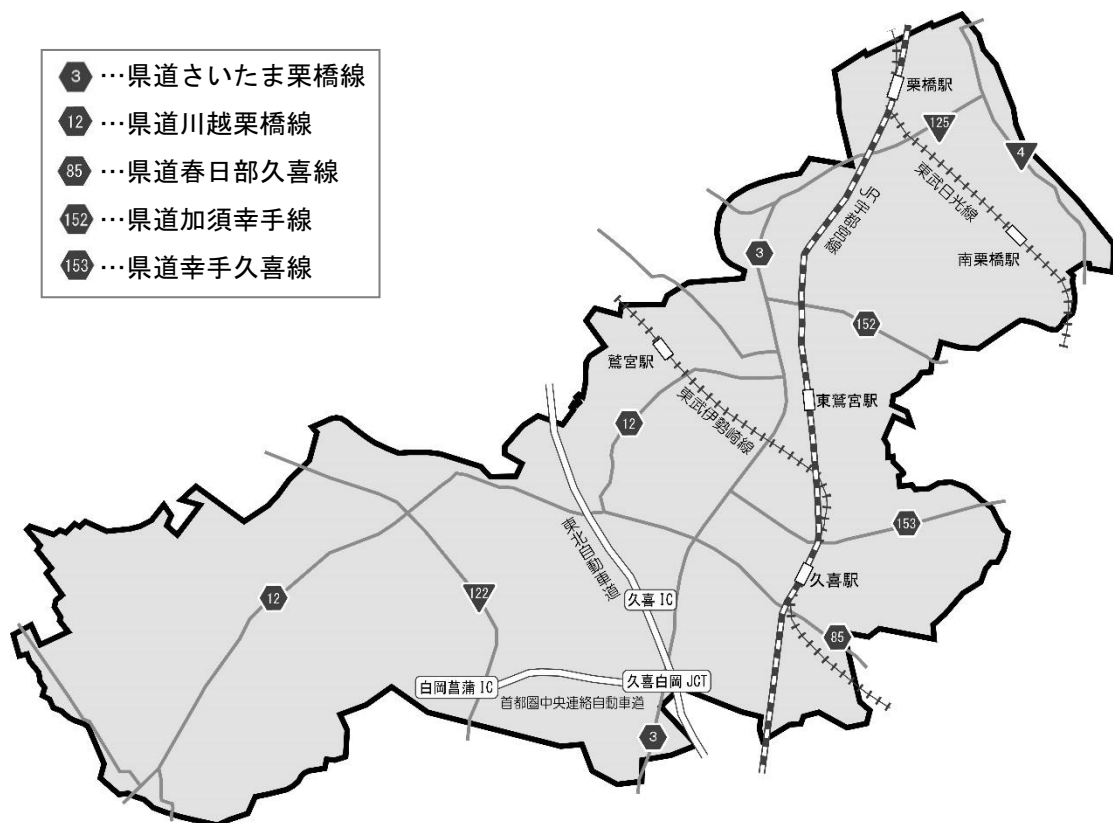
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
					久喜市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 本市の位置・地勢・沿革

本市は、埼玉県東北部にあり、東京都心まで50km圏に位置しています。そうした地理的特性を生かして、合併前の1市3町は良好な居住空間を有する都市として発展するとともに、それぞれの特色を生かしたまちづくりを行ってきました。平成の大合併が進む中、平成22年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の合併により、人口157,038人を有する新たな久喜市が誕生しました。市の東は幸手市及び茨城県五霞町、南には杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道、国道4号、122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。



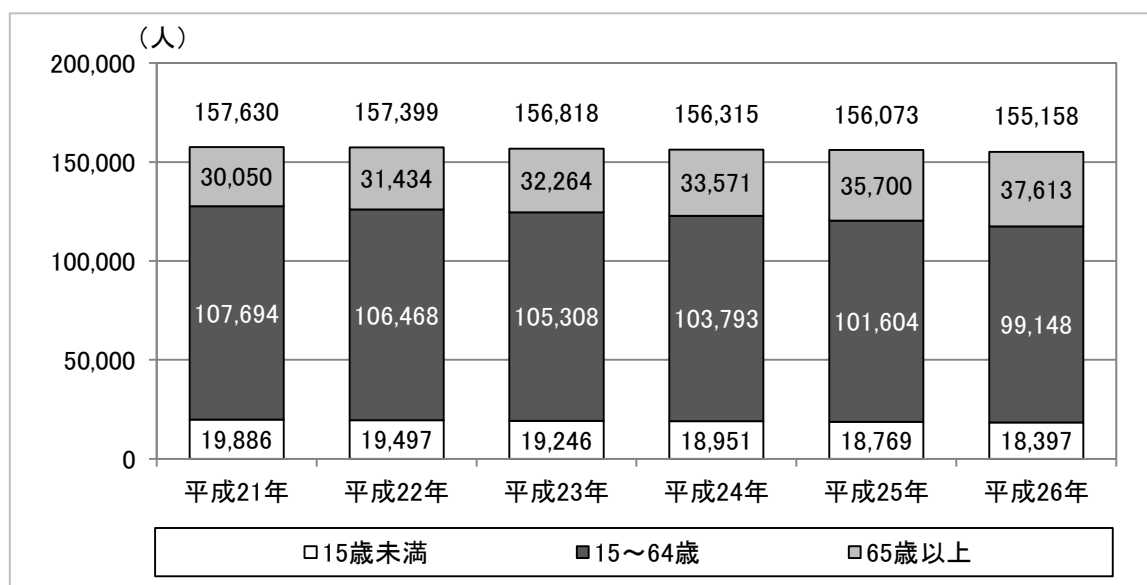
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成26年1月1日現在、155,158人となっています。平成21年からの6年間の推移をみると、減少傾向となっており、6年間で2,472人の減少となっています。

また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口は減少しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



(単位:人)

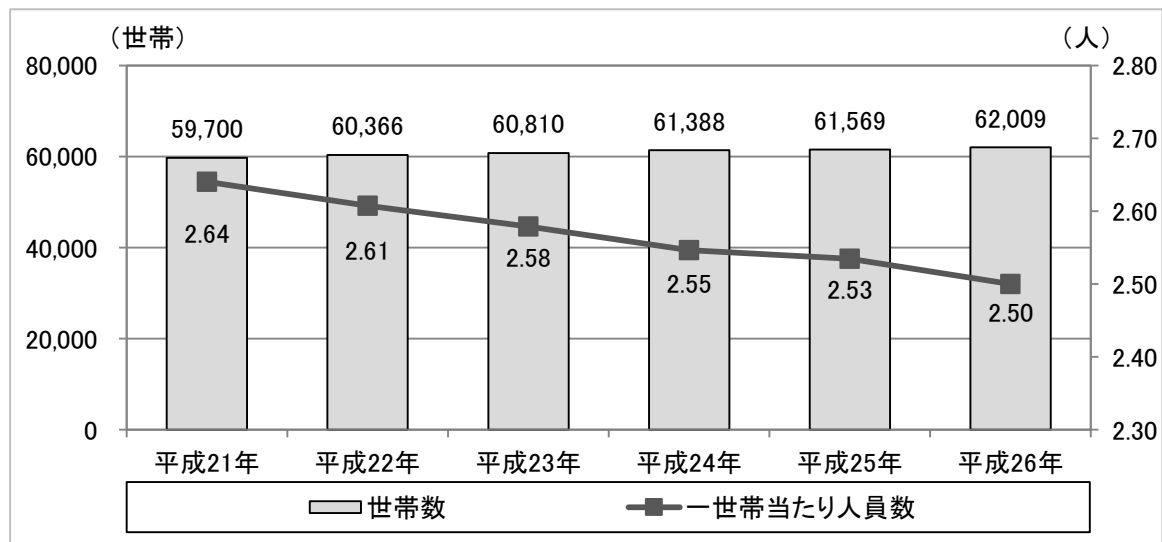
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
15歳未満	19,886	19,497	19,246	18,951	18,769	18,397
15～64歳	107,694	106,468	105,308	103,793	101,604	99,148
65歳以上	30,050	31,434	32,264	33,571	35,700	37,613
合計	157,630	157,399	156,818	156,315	156,073	155,158

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成26年1月1日現在、62,009世帯となっています。平成21年からの6年間の推移をみると、増加傾向となっており、この6年間で2,309世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たりの人員数は減少しています。

■世帯数と一世帯当たり人員数の推移



(単位：世帯、人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数	59,700	60,366	60,810	61,388	61,569	62,009
一世帯当たり人員数	2.64	2.61	2.58	2.55	2.53	2.50

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

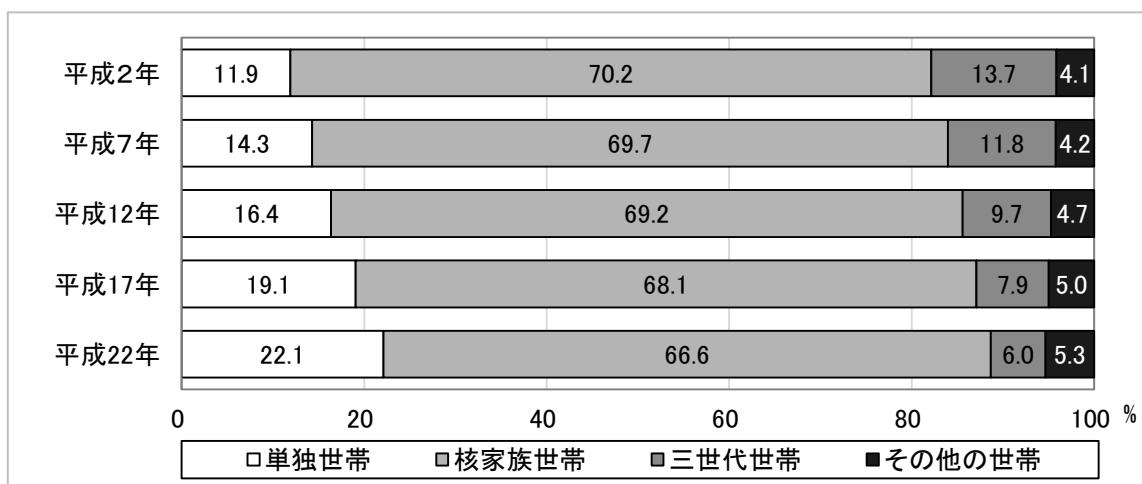
(3) 世帯類型等の推移

本市の世帯類型による世帯数の推移については、単独世帯、核家族世帯、その他の世帯は増加傾向となっています。一方、三世代世帯は減少傾向となっています。

また、核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもから成る世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもから成る世帯が大きく増加しています。

さらに、18歳未満の親族のいる世帯については、減少傾向となっています。

■世帯類型別の構成比の推移



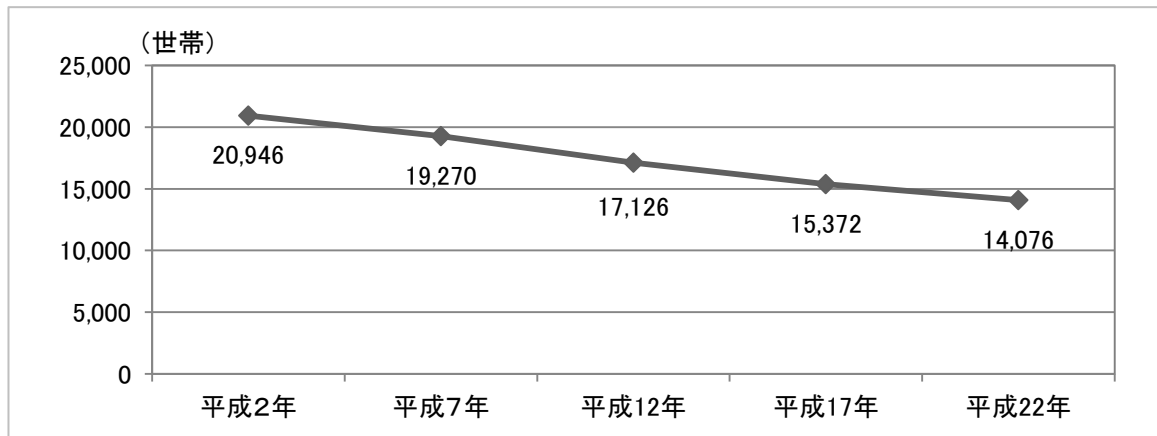
■世帯類型の推移(一般世帯)

(単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
単独世帯	4,850	6,661	8,250	10,245	12,645
核家族世帯	28,577	32,418	34,859	36,596	38,051
夫婦のみの世帯	4,699	6,637	8,691	10,446	12,157
夫婦と子どもから成る世帯	21,333	22,597	22,233	21,490	20,735
ひとり親と子どもから成る世帯	2,545	3,184	3,935	4,660	5,159
三世代世帯	5,578	5,502	4,874	4,261	3,421
その他の世帯	1,685	1,961	2,386	2,676	3,053

資料：国勢調査

■ 18 歳未満の親族のいる世帯数の推移



(単位：世帯)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
18 歳未満親族のいる世帯数	20,946	19,270	17,126	15,372	14,076

資料：国勢調査

3 就業の状況

(1) 女性の就業状況

本市の女性の就業状況をみると、全体的には、平成2年から平成17年までは増加傾向となっているものの、平成22年には減少に転じています。5歳階級別にみると、35～39歳、60歳以上の就業者数が増加しています。

本市の20～39歳までの女性の就業率の推移をみると、平成12年と平成22年を比較して、20～24歳は3.7ポイント減少しているものの、25～29歳で6.4ポイント、30～34歳で11.5ポイント、35～39歳で9.5ポイント増加しています。

また、女性の年齢別労働力人口割合をみると30歳から34歳の労働人口割合は下がる傾向にありますが、平成22年度の調査では、減少の幅が小さくなっており、女性就労特有のM字カーブは緩やかになっています。

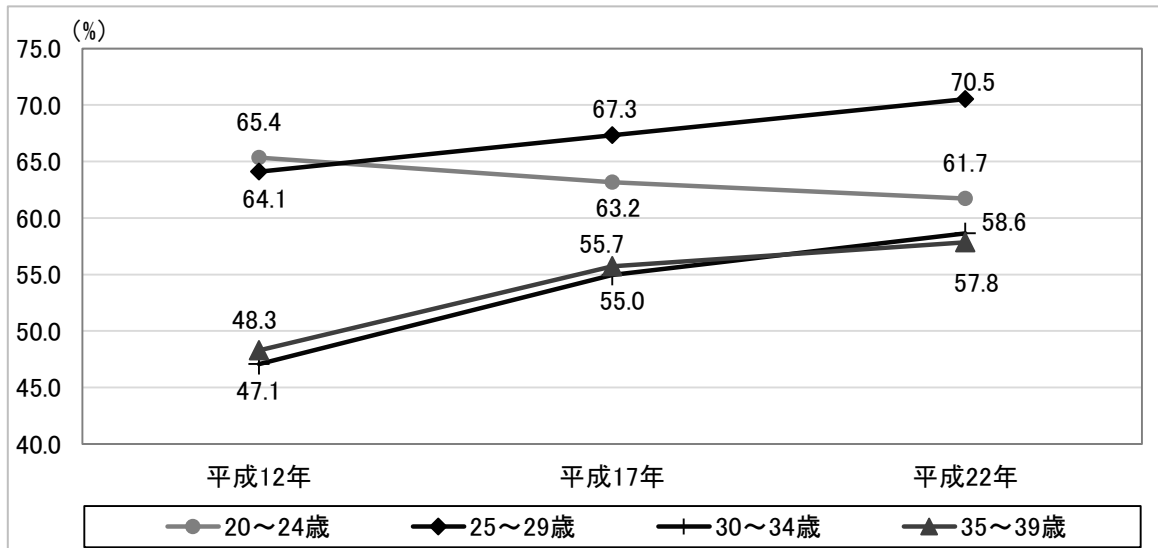
■女性の就業者数の推移

(単位:人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	910	652	592	618	531
20～24歳	3,327	4,210	3,443	3,024	2,494
25～29歳	2,209	2,767	3,705	3,181	3,008
30～34歳	1,696	1,871	2,184	2,984	2,753
35～39歳	2,894	2,298	2,340	2,707	3,173
40～44歳	4,244	3,769	3,030	3,006	3,137
45～49歳	3,365	4,637	4,154	3,451	3,332
50～54歳	2,371	3,304	4,486	3,970	3,302
55～59歳	1,476	2,082	2,733	3,898	3,518
60～64歳	985	1,146	1,355	1,802	2,872
65歳以上	980	1,352	1,579	1,836	2,237
合計	24,457	28,088	29,601	30,477	30,357

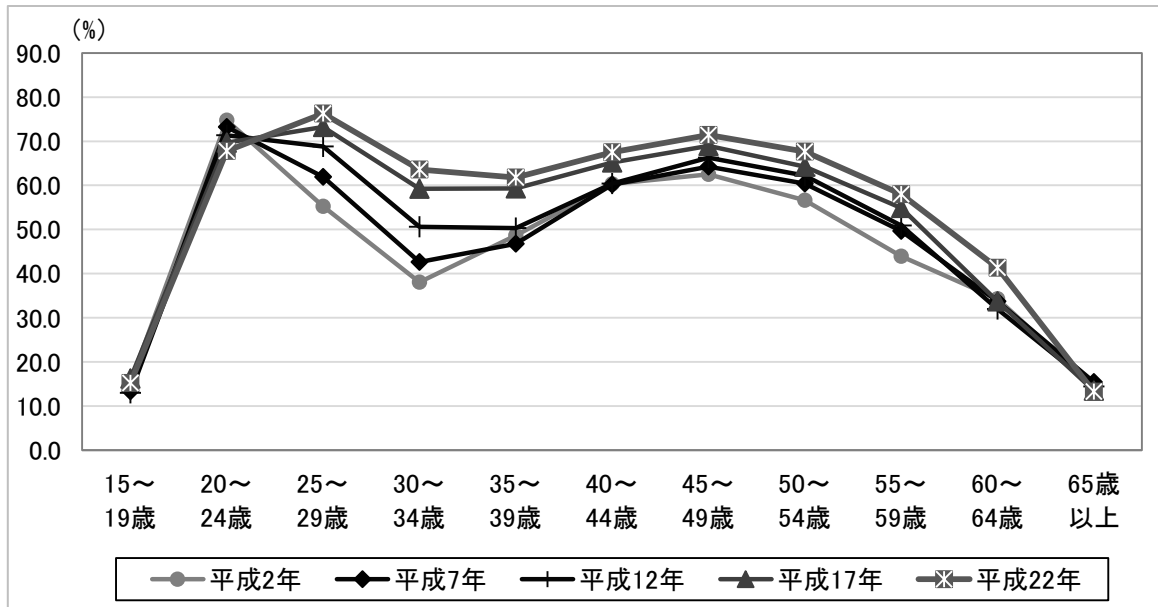
資料：国勢調査

■女性の5歳階級別就業率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力人口割合



資料：国勢調査

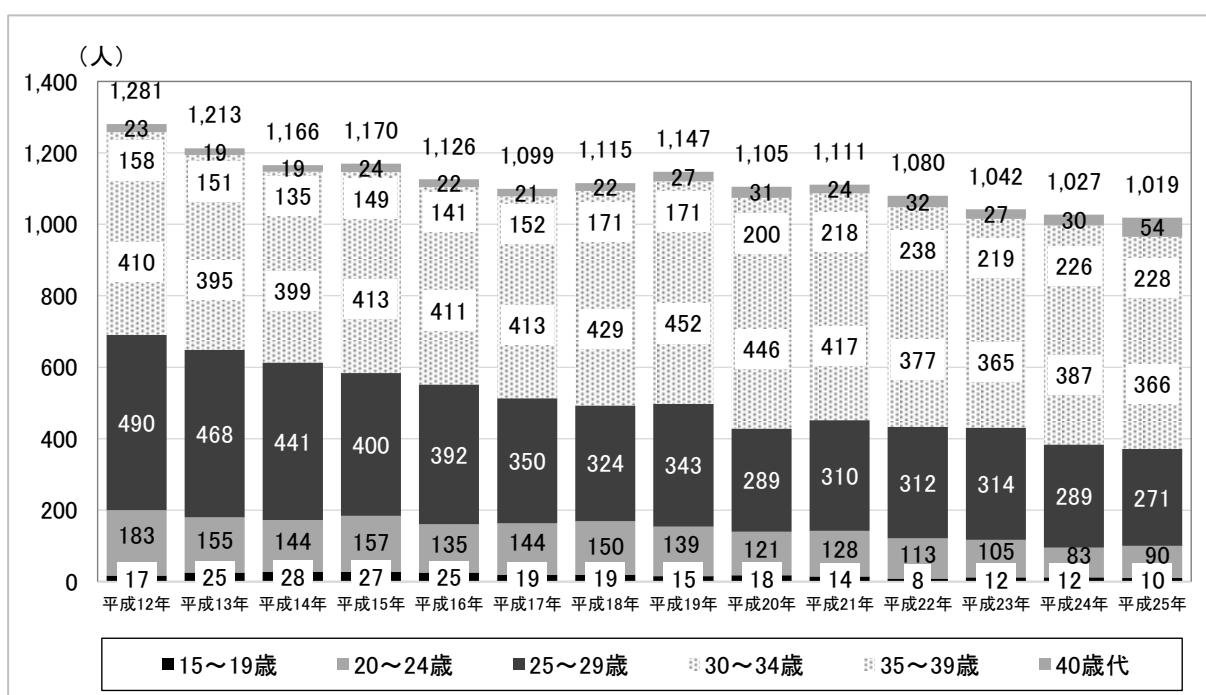
4 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数の推移は、平成12年以降、増減を繰り返しながらも緩やかに減少の傾向をたどっており、平成25年で1,019人となっています。

また、母親の年齢別出生数の推移をみると、29歳以下の年齢における出生数では減少の傾向がみられ、35歳以上の年齢における出生数が増加しています。出生年齢の高齢化がみられます。

■母親の年齢別出生数の推移



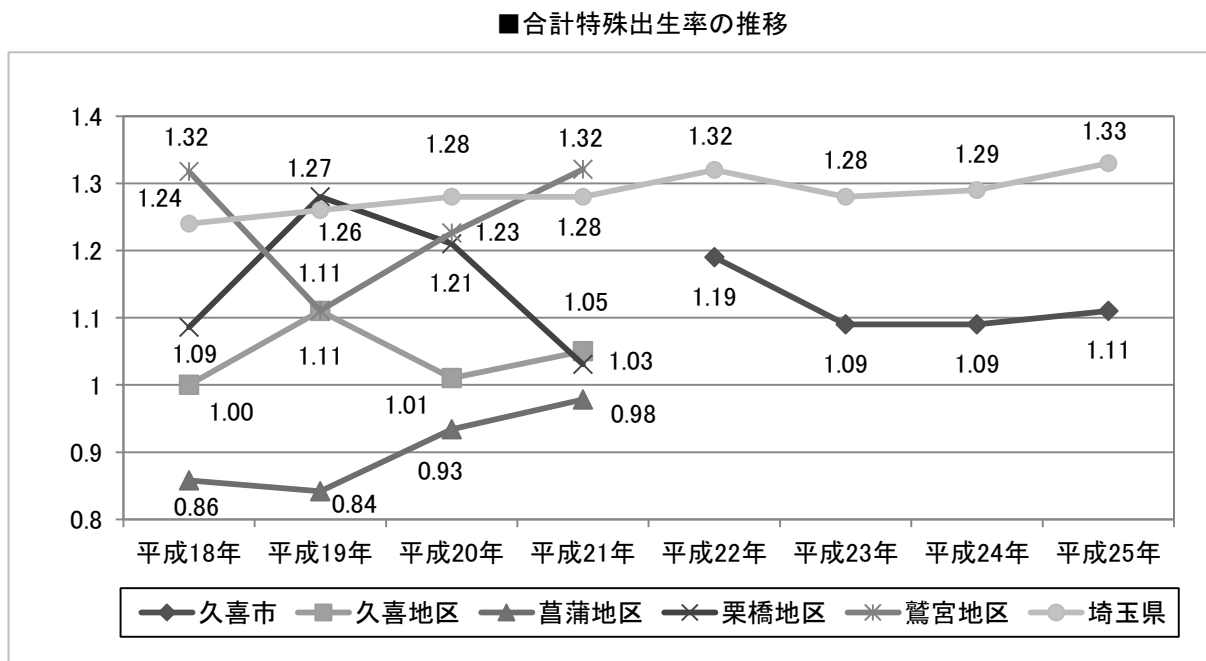
(単位: 人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
15～19歳	17	25	28	27	25	19	19	15	18	14	8	12	12	10
20～24歳	183	155	144	157	135	144	150	139	121	128	113	105	83	90
25～29歳	490	468	441	400	392	350	324	343	289	310	312	314	289	271
30～34歳	410	395	399	413	411	413	429	452	446	417	377	365	387	366
35～39歳	158	151	135	149	141	152	171	171	200	218	238	219	226	228
40歳代	23	19	19	24	22	21	22	27	31	24	32	27	30	54
合計	1,281	1,213	1,166	1,170	1,126	1,099	1,115	1,147	1,105	1,111	1,080	1,042	1,027	1,019

資料：埼玉県保健統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移は、平成25年で1.11となっており、埼玉県の数値を下回っています。



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
久喜市					1.19	1.09	1.09	1.11
久喜地区	1.00	1.11	1.01	1.05				
菖蒲地区	0.86	0.84	0.93	0.98				
栗橋地区	1.09	1.27	1.21	1.03				
鷺宮地区	1.32	1.11	1.23	1.32				
埼玉県	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33

資料：埼玉県保健統計年報

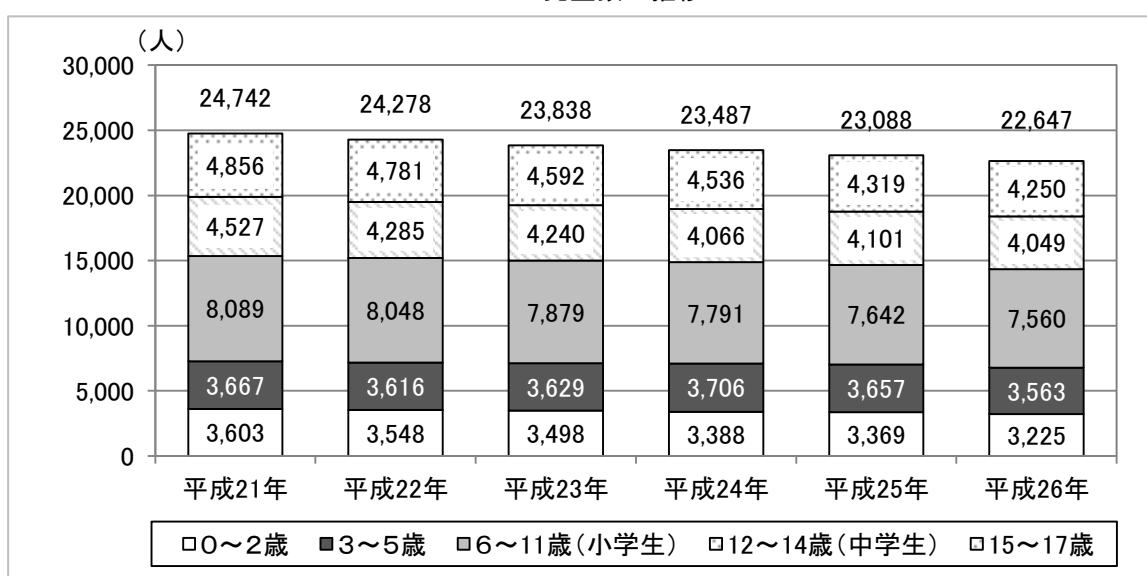
5 児童数の状況と見込み

(1) 児童数の推移

本市の18歳未満の児童数は、平成26年1月1日現在で22,647人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は6,788人、6～11歳の小学生児童数は7,560人、12～14歳の中学生児童数は4,049人、15～17歳の児童数は4,250人となっています。

平成21年から平成26年までの6年間の推移をみると、減少傾向となっており、特に15～17歳の減少率(12.5%)が高くなっています。

■児童数の推移



(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～2歳	3,603	3,548	3,498	3,388	3,369	3,225
3～5歳	3,667	3,616	3,629	3,706	3,657	3,563
6～11歳(小学生)	8,089	8,048	7,879	7,791	7,642	7,560
12～14歳(中学生)	4,527	4,285	4,240	4,066	4,101	4,049
15～17歳	4,856	4,781	4,592	4,536	4,319	4,250
合計	24,742	24,278	23,838	23,487	23,088	22,647

資料: 埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

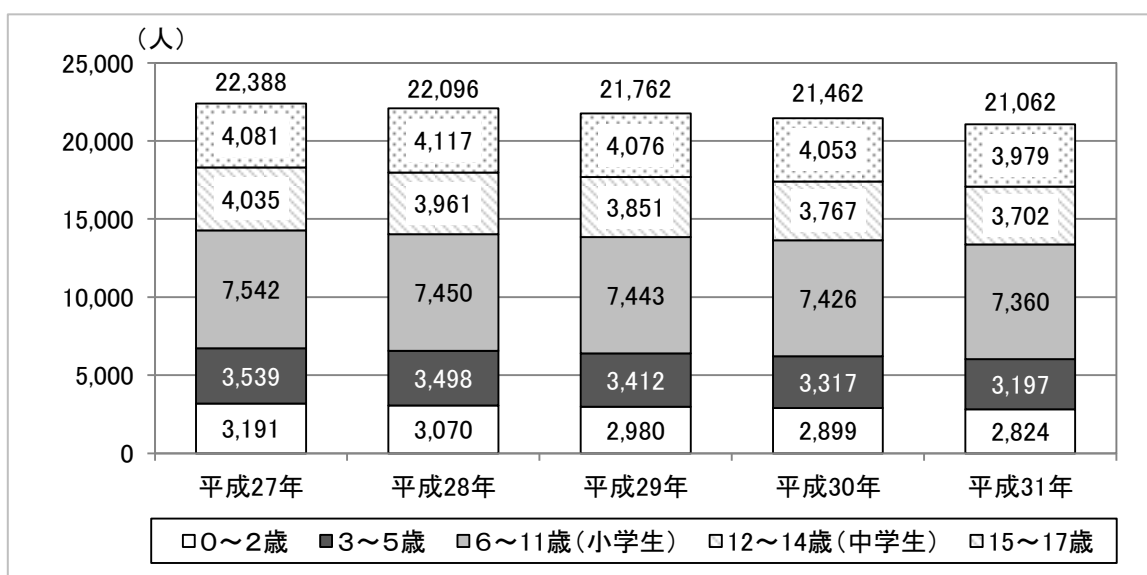
(2) 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成21年から平成25年までの住民基本台帳人口データ（旧行政区別、各年1月1日現在、外国人データ含む）を用いて、計画の最終年度である平成31年まで推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、平成27年の22,388人から平成31年には21,062人と、1,326人の減少が見込まれます。

なお、児童数の見込みの算出にあたっては、コーホート変化率法⁵により実施しています。

■ 児童数の見込み



(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～2歳	3,191	3,070	2,980	2,899	2,824
3～5歳	3,539	3,498	3,412	3,317	3,197
6～11歳(小学生)	7,542	7,450	7,443	7,426	7,360
12～14歳(中学生)	4,035	3,961	3,851	3,767	3,702
15～17歳	4,081	4,117	4,076	4,053	3,979
合計	22,388	22,096	21,762	21,462	21,062

⁵ コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

6 アンケート調査結果の概要

①調査の目的

本調査は、平成 26 年度に「久喜市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている家庭の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

②実施概要

- ◇ 調査地域： 久喜市全域
- ◇ 調査対象者： ①就学前児童を持つ保護者 3,000 件
②小学 1・2 年生の児童を持つ保護者 1,000 件
※ともに平成 25 年 9 月 1 日時点の住民基本台帳より無作為抽出
- ◇ 調査期間： 平成 25 年 9 月 26 日～10 月 14 日
- ◇ 調査方法： 郵送配布・郵送回収（督促状発送 1 回）

③回収結果

(単位:件)

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
①就学前児童	3,000	1,765	58.8%
②小学生児童	1,000	616	61.6%
合計	4,000	2,381	59.5%

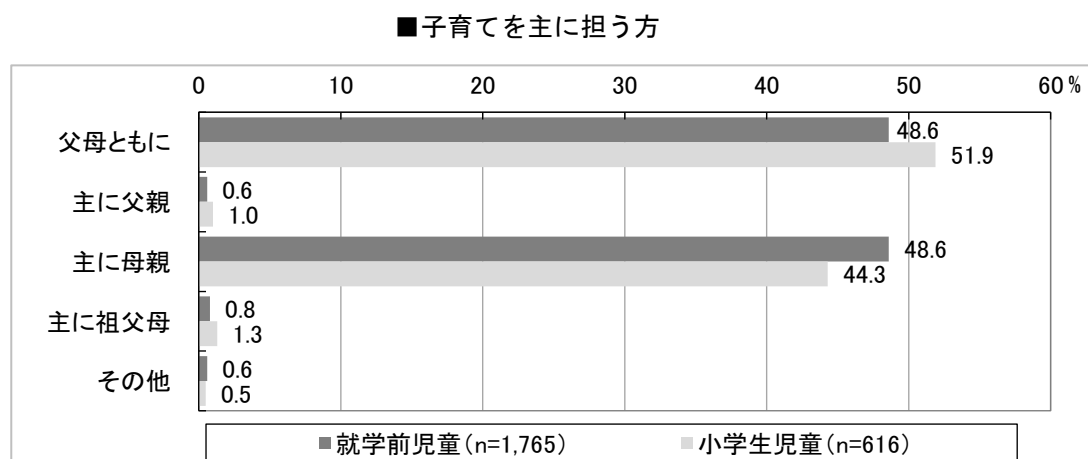
④アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 1 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 2 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 3 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 4 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

◇子育てを主に担っている方

「父母ともに」と「主に母親」が半々

子育てを主に担っている方は、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」と「主に母親」が約5割で二分する結果となっています。「父母ともに」が5割近くありますが、「主に母親」も5割近くで、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえることから、母親の子育て支援と父親の子育て参加を促進することが必要です。

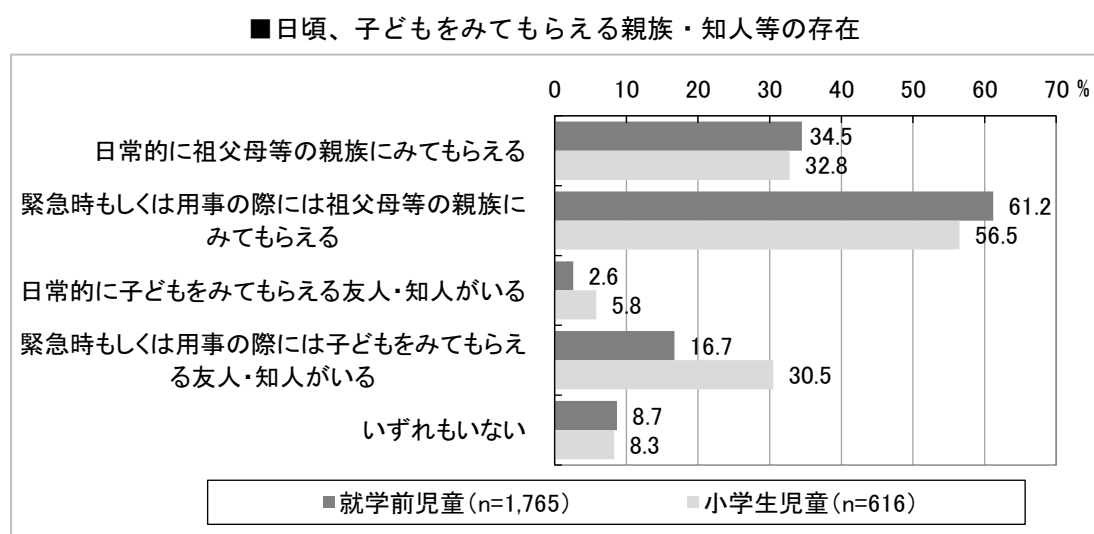


◇日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

「いずれもない」が約1割

子どもをみてもらえる親族・知人等の有無については、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約6割で最も高く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も約3割と高くなっています。

しかし、「いずれもない」が就学前児童・小学生児童ともに約1割となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられることから、そうした家庭の発見とアウトリーチ⁶による支援が必要です。



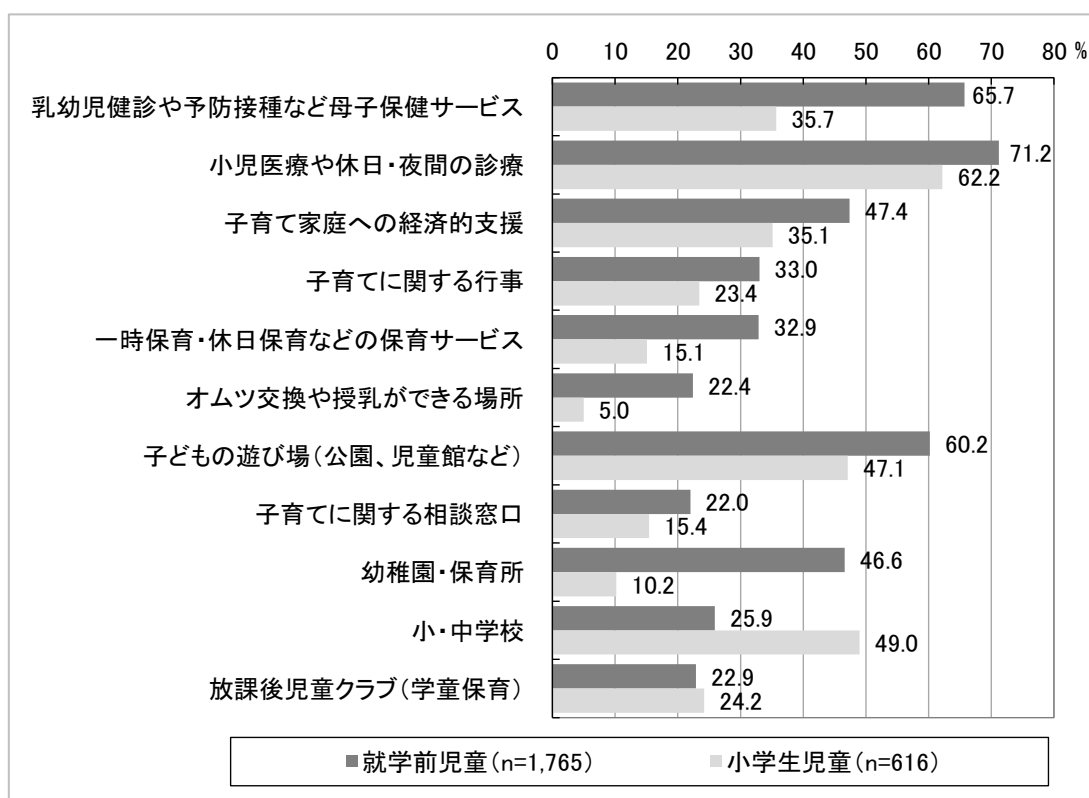
⁶ アウトリーチ：支援が必要な人に、積極的に訪問するなど、地域に向いて手を差し伸べること。

◇子育てに関する必要な情報

「保健・医療サービス」、「遊び場」、「幼稚園・保育所」、「小学校」が高い

子育てに関する必要な情報では、就学前児童・小学生児童ともに「小児医療や休日・夜間の診療」が6割以上で最も高くなっています。また、「遊び場」も就学前児童で約6割、小学生児童で4割以上と高くなっています。さらに、就学前児童では「幼稚園・保育所」、小学生児童では「小学校」が約5割で、自分の子どもが通う教育・保育施設の項目が高くなっています。そのため、子ども全般に係る情報の提供を充実させることのほか、ライフステージに応じた情報提供の方法を検討する必要があります。

■子育てに関する必要な情報（いずれかの調査で20%以上回答があった項目抜粋）



◇保護者の就労状況

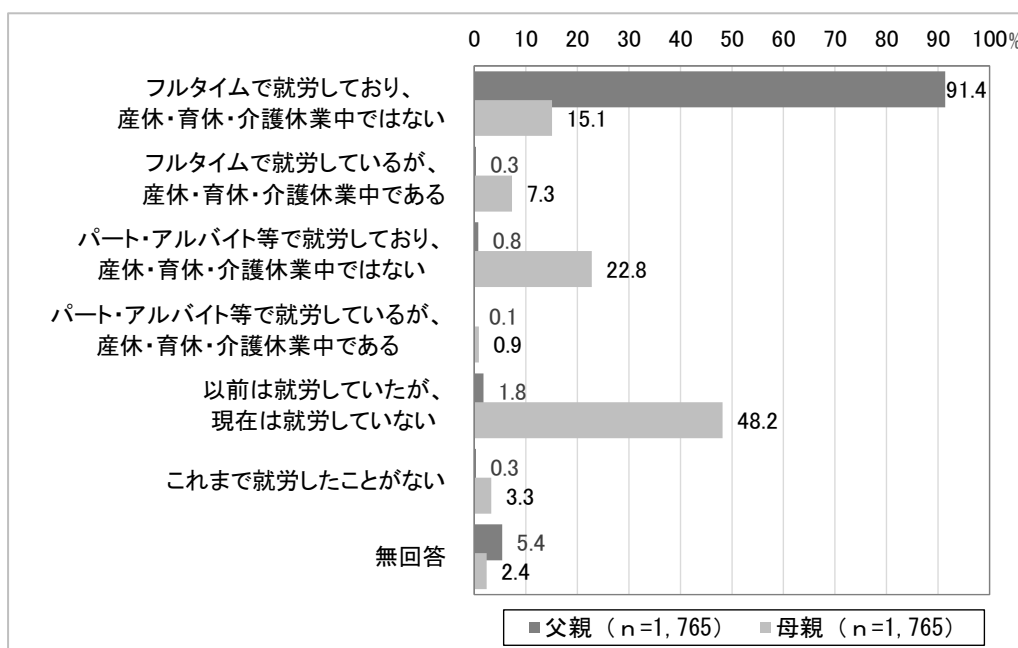
父親は「フルタイムで就労」が約9割

就学前児童の母親は5割が「未就労」、ただし、そのうち約7割は就労意向あり

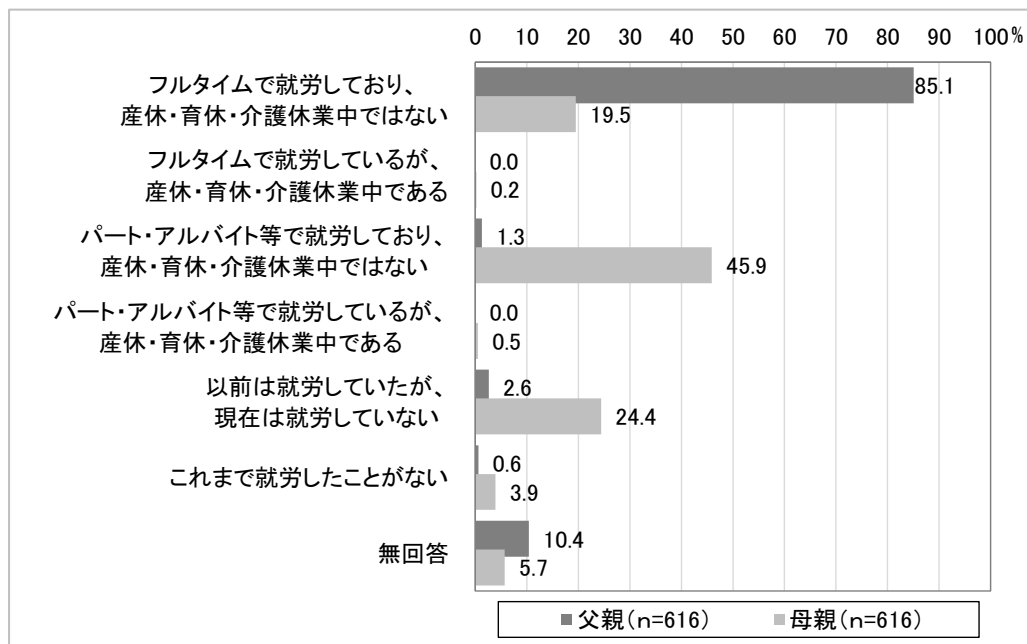
保護者の就労状況では、父親は「フルタイムで就労」が約9割となっています。就学前児童の母親は、5割が「就労していない」と回答しています。ただし、そのうちの約7割は就労意向を持っており、7割の内訳としては、「すぐに就労したい」が約2割、「一番下の子どもが一定の年齢になったら就労したい」が5割となっています。

現在家事や子育てに専念していると考えられる無職の母親の多数が就労意向を持っていることは、今後の保育ニーズが高まることが予想されるため、そうした母親のニーズに対応することが求められます。

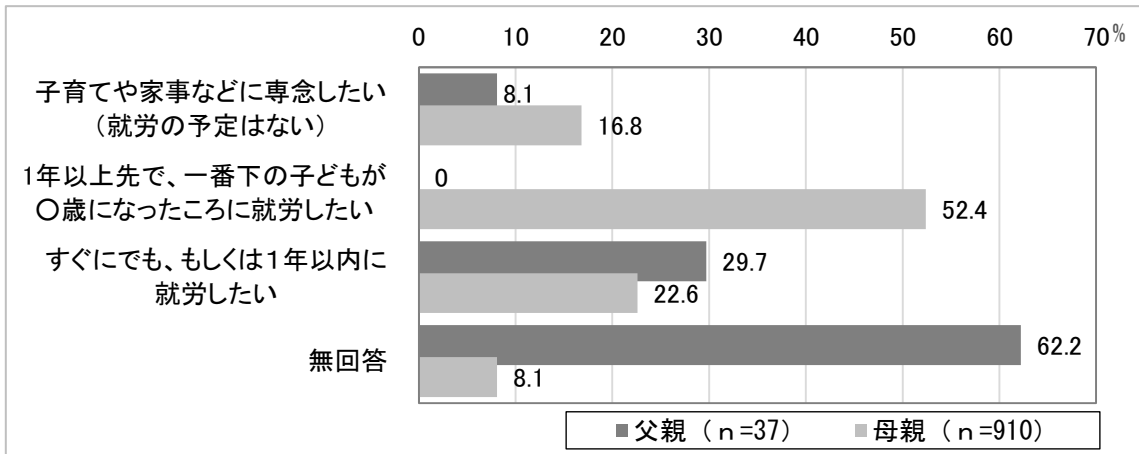
■保護者の就労状況【就学前児童】



■保護者の就労状況【小学生児童】



■現在就労していない保護者の今後の就労意向【就学前児童】



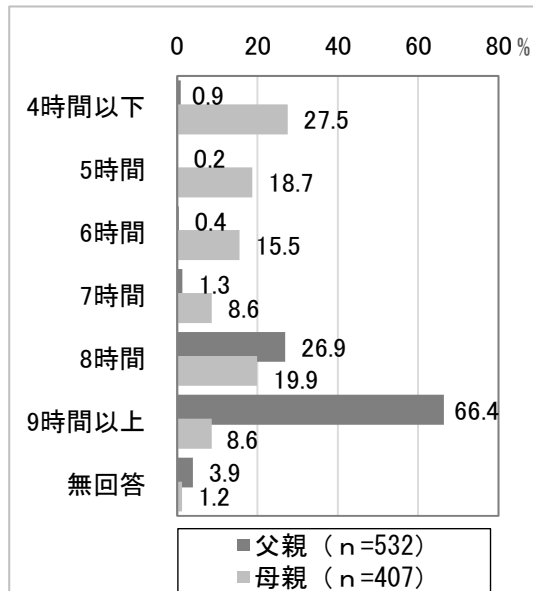
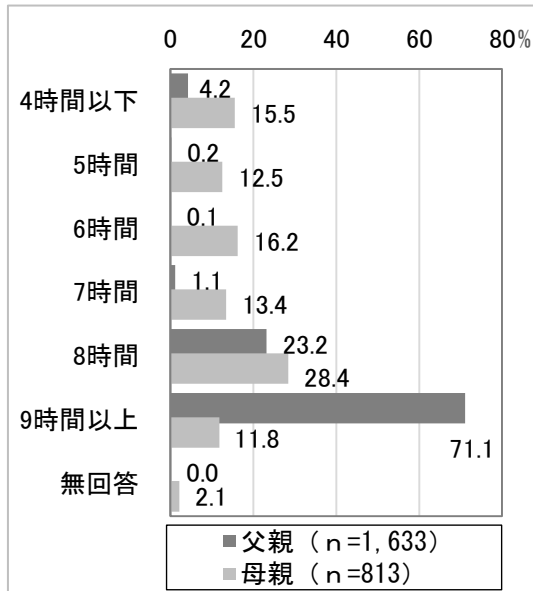
◇就労している保護者の就労時間

父親は「9時間以上」が約7割

就労している保護者の1日あたりの就労時間は、就学前児童・小学生児童ともに父親は「9時間以上」が約7割となっています。一方、母親は「4時間以下」から「8時間」の間で回答は分布しており、多様な働き方がうかがえます。

父親は「9時間以上」が多数で、長時間労働がうかがえます。主に子育てを担う方が母親に偏っていることにも影響があると考えられることから、父親のワーク・ライフ・バランスの実現が課題といえます。

■保護者の就労時間【左：就学前児童、右：小学生児童】



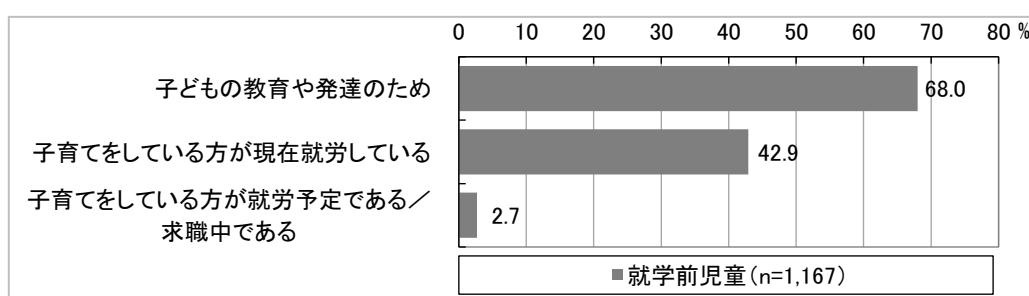
◇教育・保育事業を利用する理由（就学前児童）

「教育や発達のため」が約7割、「親が就労している」が約4割

教育・保育事業を利用している理由では、「教育や発達のため」が約7割で利用目的の大半となっています。次いで多いのが「子育てをしている方が現在就労している」で約4割となっています。

保護者は教育・保育事業を利用するにあたっては、子どもの教育や発達を期待しており、教育・保育施設として、そうした期待に応えるため、質の高い教育・保育事業を提供することが求められています。

■教育・保育事業を利用する理由（上位3項目抜粋）



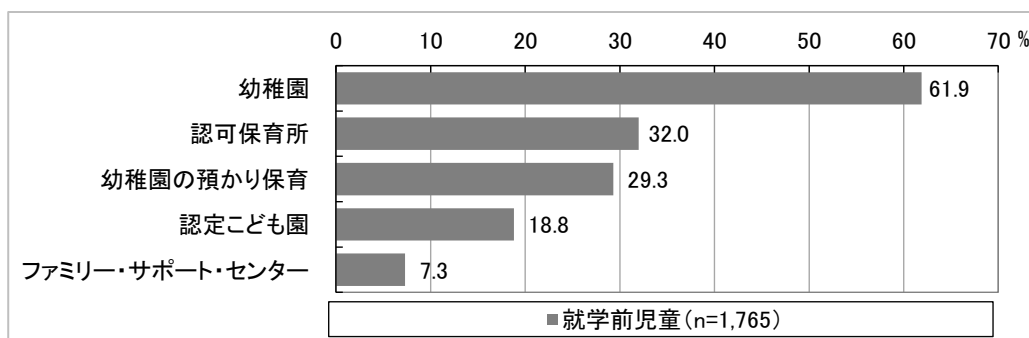
◇今後利用したい教育・保育事業（就学前児童）

「幼稚園」が約6割、「保育所」と「幼稚園預かり保育」が約3割

今後利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が約6割で最も高く、次いで「保育所」と「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ約3割となっています。

「幼稚園」と「保育所」は現在の利用割合と変化はあまりないものの、「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっており、幼稚園の保育時間の延長に対するニーズの高さがうかがえます。

■今後利用したい教育・保育事業（上位5項目抜粋）



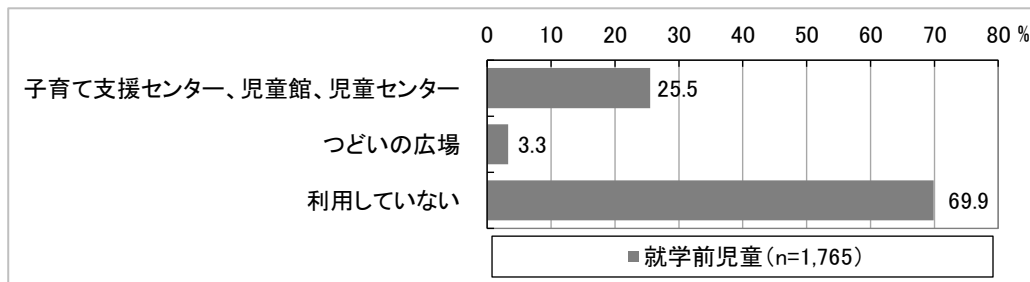
◇地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用意向（就学前児童）

「利用していない」が約7割、「利用していないが今後利用したい」が約3割

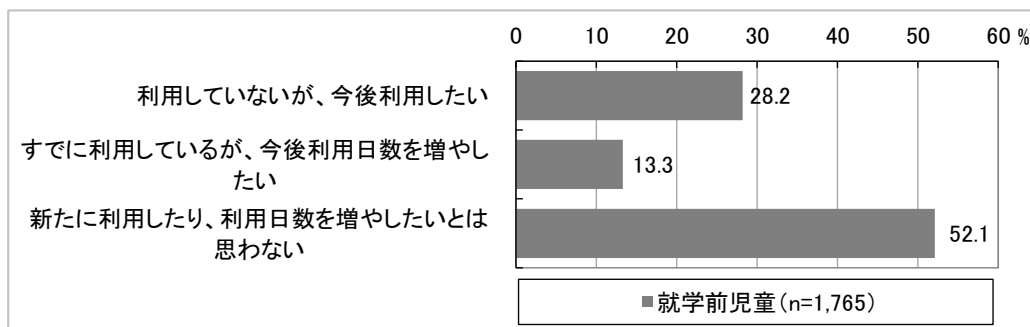
地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「子育て支援センター、児童館、児童センター」が25.5%となっていますが、「利用していない」が約7割となっています。

しかし、今後の利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」が約3割と潜在的なニーズは高いといえます。

■利用している地域子育て支援拠点事業



■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



◇一時預かりの利用状況・利用意向

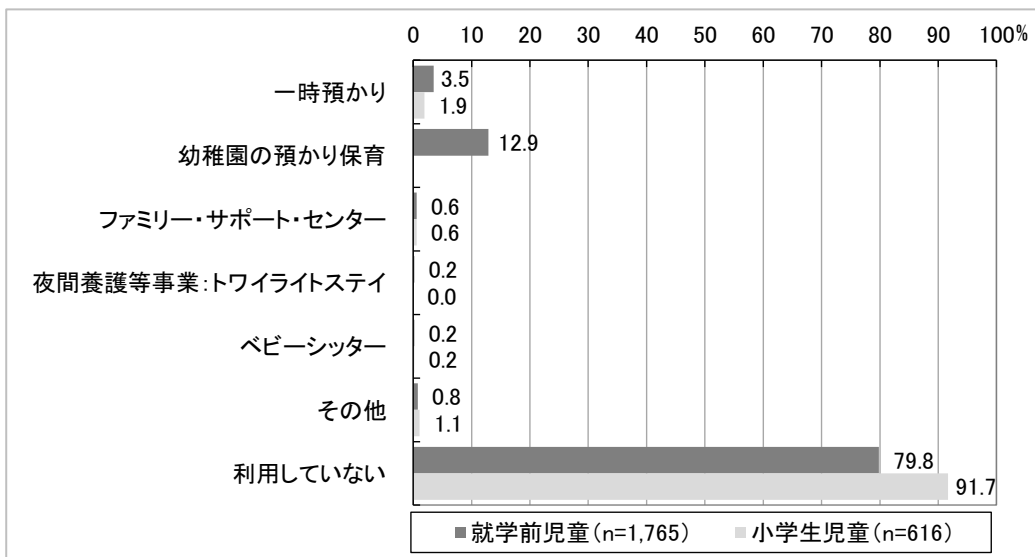
利用状況は、就学前児童で約 8 割、小学生児童で約 9 割が「利用していない」
 利用意向は、就学前児童で約 4 割、小学生児童で約 2 割が「利用したい」

一時預かりの利用状況は、就学前児童・小学生児童ともに「利用していない」が多数となっており、「一時預かり」の利用は 5%未満となっています。

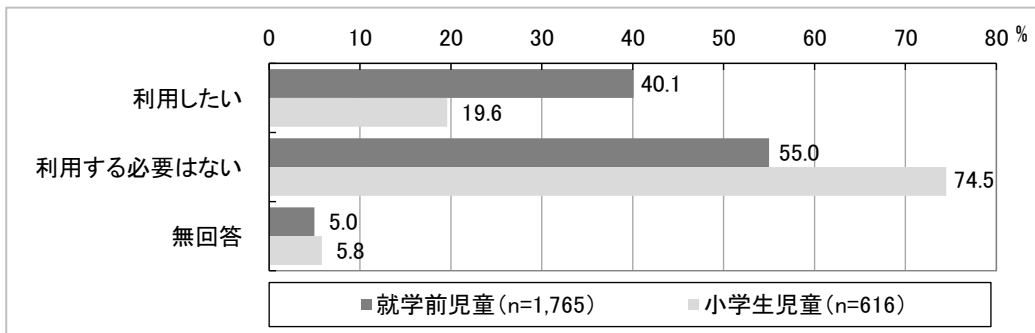
しかし、今後の利用意向では、就学前児童で約 4 割、小学生児童で約 2 割と、特に就学前児童においてニーズが高くなっています。

また、利用したい目的として、就学前児童・小学生児童ともに「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 6 割強で最も高くなっていますが、就学前児童では「私用、リフレッシュ目的」も 6 割を超える回答があり、就学前児童の保護者のリフレッシュ対策の必要性がうかがえます。

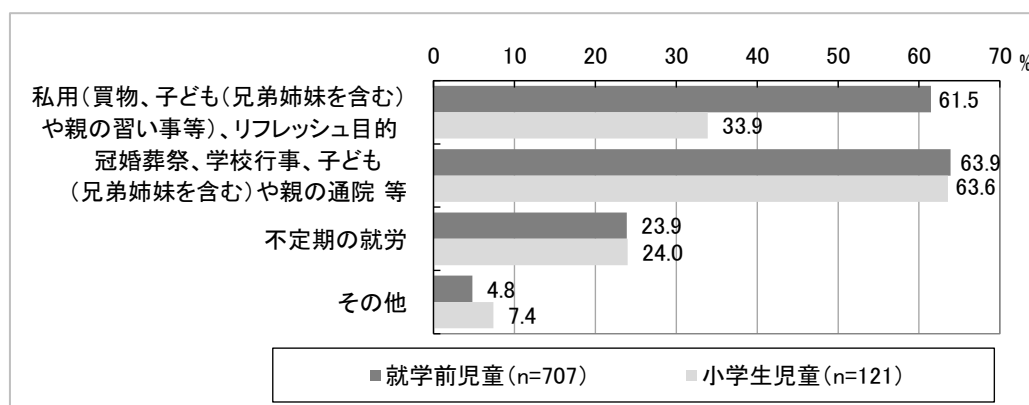
■一時預かりの利用状況



■一時預かりの利用意向



■一時預かりの利用目的



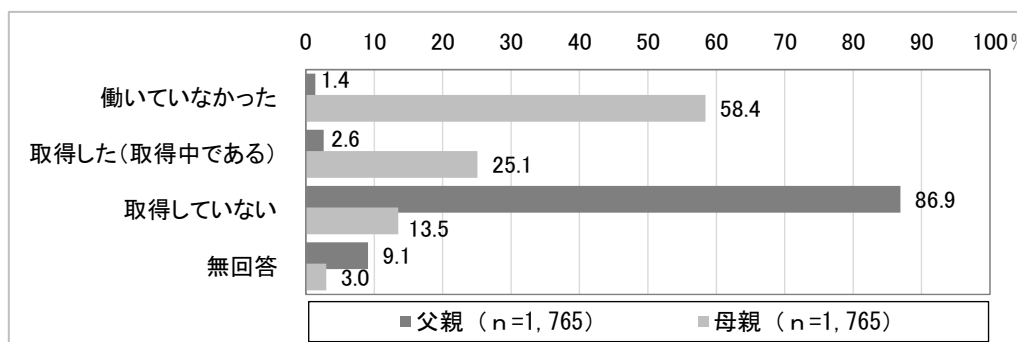
◇育児休業の取得状況（就学前児童）

父親は 2.6%、母親は 25.1%の取得状況
 また、父親は「取得していない」が約 9 割、母親は「働いていなかった」が約 6 割

育児休業の取得状況は、父親が 2.6%、母親は 25.1%と開きが出ています。また、母親は子どもが生まれたとき、「働いていなかった」が約 6 割で多くっており、育児休業を取得せず、妊娠・出産を期に仕事を辞めていることがうかがえます。

保護者が、仕事と子育ての両立を実現できるよう、事業所側の理解を深め、育児期間中は柔軟な働き方ができる環境を整備することが課題です。

■育児休業取得状況



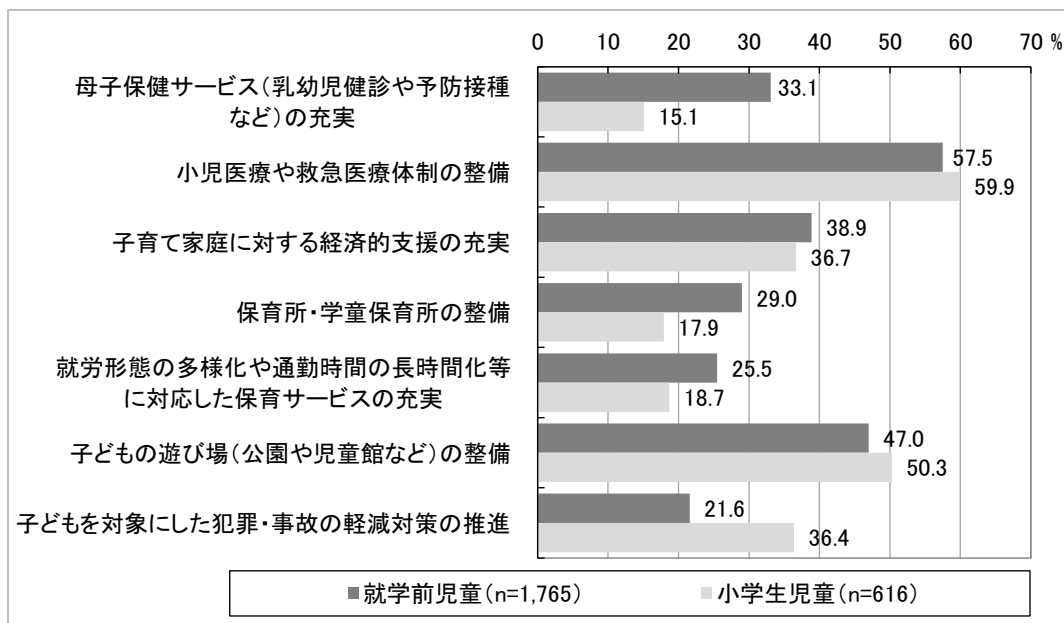
◇久喜市の子育て環境を良くしていくために充実すべきもの

「小児医療や救急医療体制」と「子どもの遊び場」

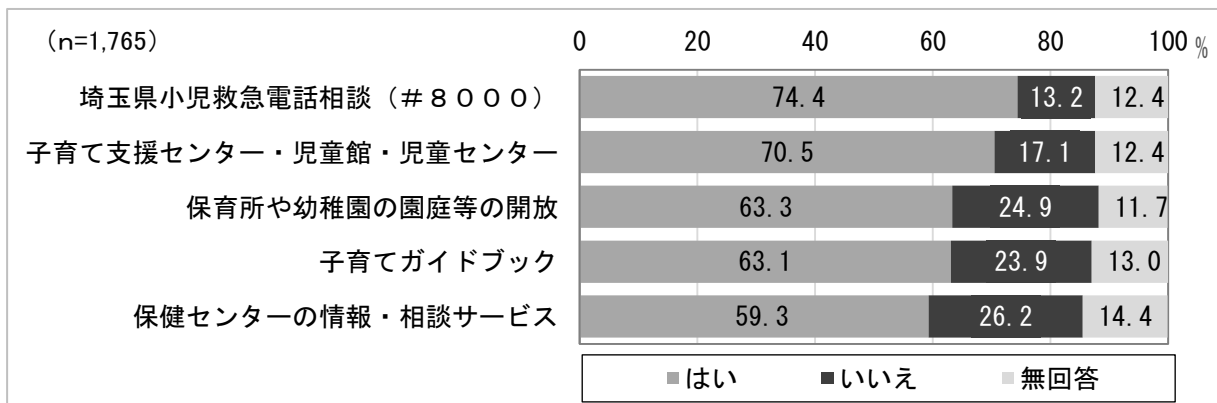
久喜市の子育て環境を良くしていくために充実すべきものでは、就学前児童・小学生児童ともに「小児医療や救急体制の整備」と「子どもの遊び場の整備」の2つへの回答が高くなっており、この項目は、「子育てに関する必要な情報」の結果とも符合しています。

さらに、今後利用したい意向がある事業として、「埼玉県小児救急電話相談（#8000）」や「子育て支援センター・児童館・児童センター」に7割以上、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」に6割以上の回答があることから、小児医療及び遊び場などの親子が集える居場所の充実に対するニーズが高いことがうかがえます。

■久喜市の子育て環境を良くしていくために充実すべきもの（いずれかの調査で20%以上回答があった項目抜粋）



■今後利用したい事業【就学前児童】（「はい」の回答が50%以上あった項目抜粋）

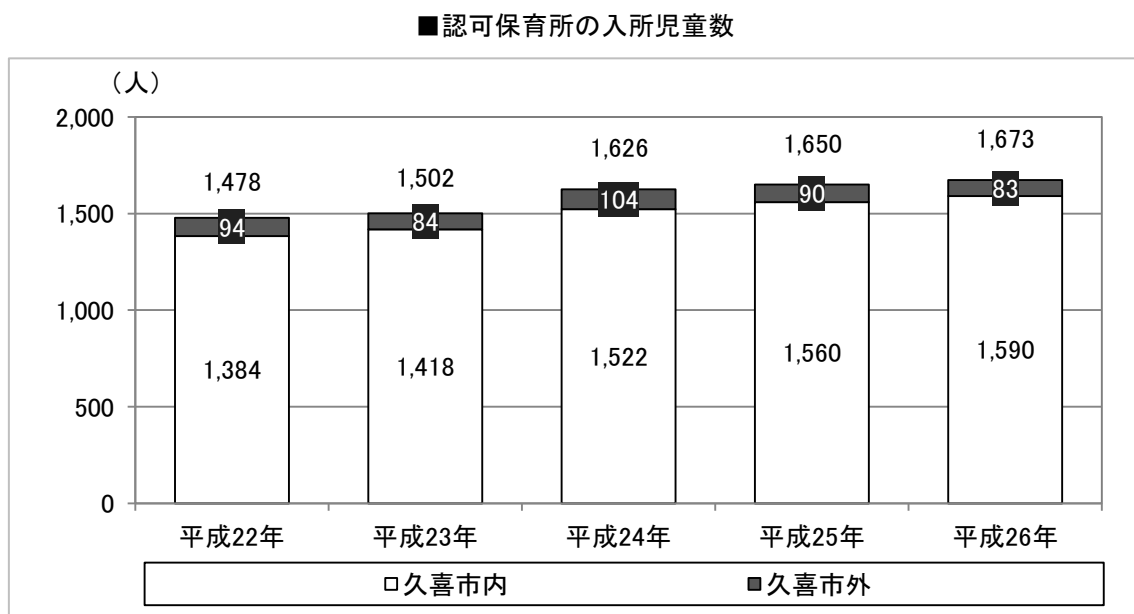


7 教育・保育事業の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

本市の認可保育所への入所児童数をみると、市外の入所児童数は100人前後で大きな変動はありませんが、市内の入所児童数は年々増加しています。全体の入所児童数をみると、平成26年は1,673人となっています。

年齢別の入所児童数をみると、すべての年齢で増加傾向となっています。

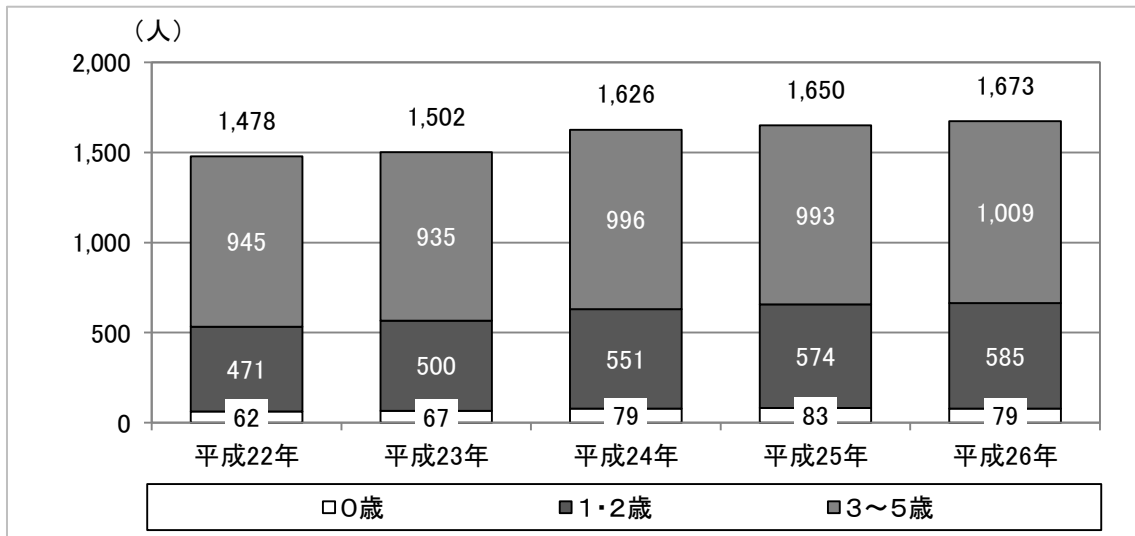


(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
久喜市内	1,384	1,418	1,522	1,560	1,590
久喜市外	94	84	104	90	83
合計	1,478	1,502	1,626	1,650	1,673

資料：久喜市（各年4月1日現在）

■年齢別の認可保育所の入所児童数



(単位:人)

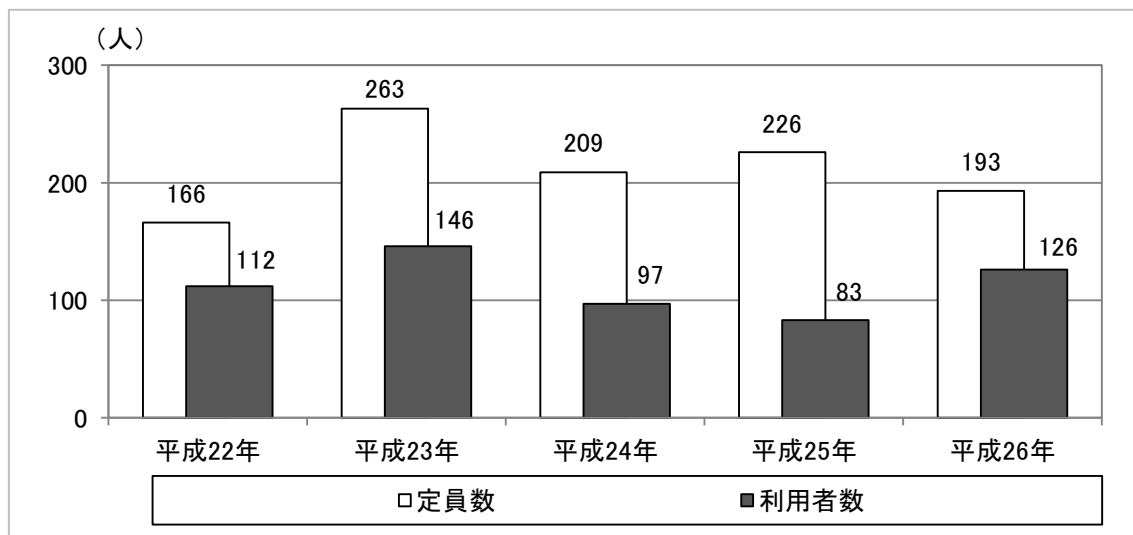
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	62	67	79	83	79
1・2 歳	471	500	551	574	585
3～5 歳	945	935	996	993	1,009
合計	1,478	1,502	1,626	1,650	1,673

資料：久喜市（各年 4 月 1 日現在）

(2) 認可外保育施設利用者数の推移

本市の認可外保育施設の利用者数をみると、平成26年現在で126人となっています。

■認可外保育施設の定員数と利用者数



(単位:人)

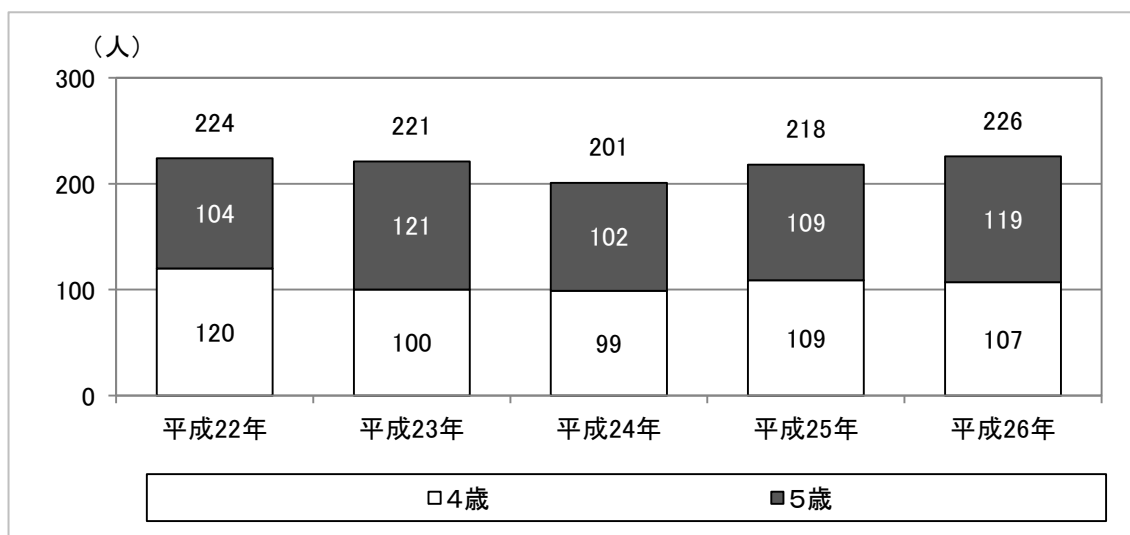
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
定員数	166	263	209	226	193
利用者数	112	146	97	83	126

資料：久喜市（各年4月1日現在）

(3) 市立幼稚園在園者数の推移

本市の市立幼稚園の在園者数をみると、全体ではほぼ横ばいでの推移となっています。年齢別にみると、平成26年5月1日現在の4歳と5歳の在園者数は、やや5歳児が多くなっています。

■市立幼稚園の在園者数



(単位:人)

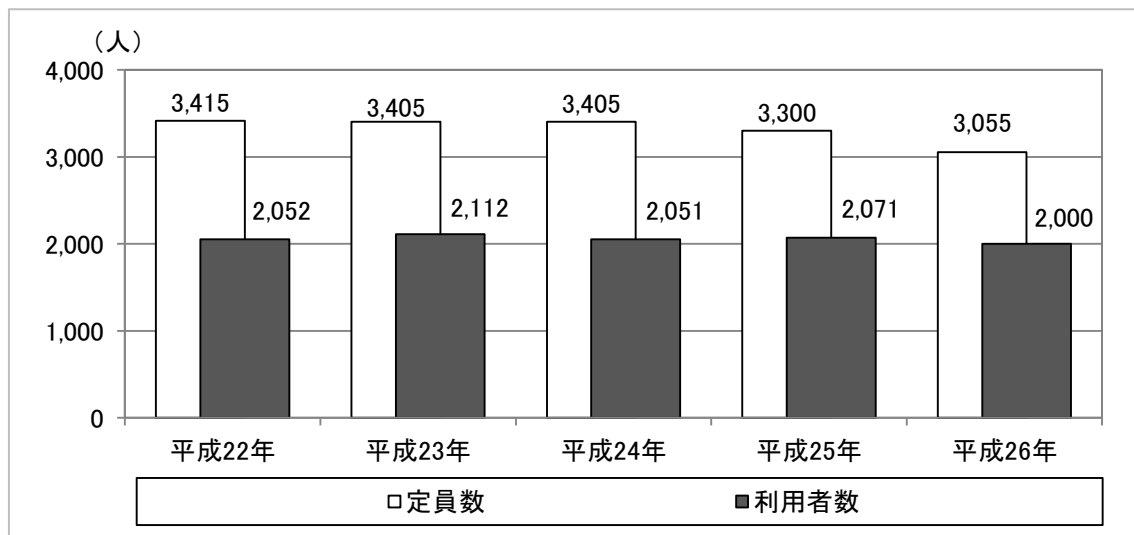
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
定員数		330	318	318	318	318
在園者数	4歳	120	100	99	109	107
	5歳	104	121	102	109	119
	合計	224	221	201	218	226

資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 私立幼稚園在園者数の推移

本市の私立幼稚園の在園者数をみると、平成26年は2,000人で平成22年以降最も少なくなっています。また、定員数も減少傾向にあります。

■私立幼稚園の定員数と在園者数



(単位:人)

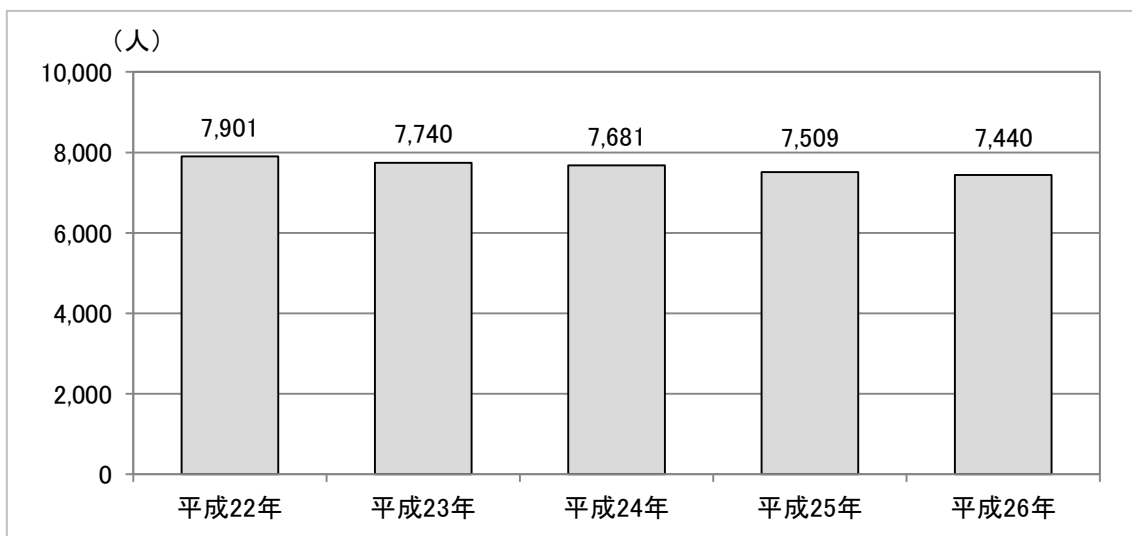
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
定員数	3,415	3,405	3,405	3,300	3,055
在園者数	2,052	2,112	2,051	2,071	2,000

資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(5) 小学校児童数の推移

本市の小学校児童数の推移をみると、年々減少しており、平成 26 年で 7,440 人となっています。

■ 小学校児童数の推移



(単位:人)

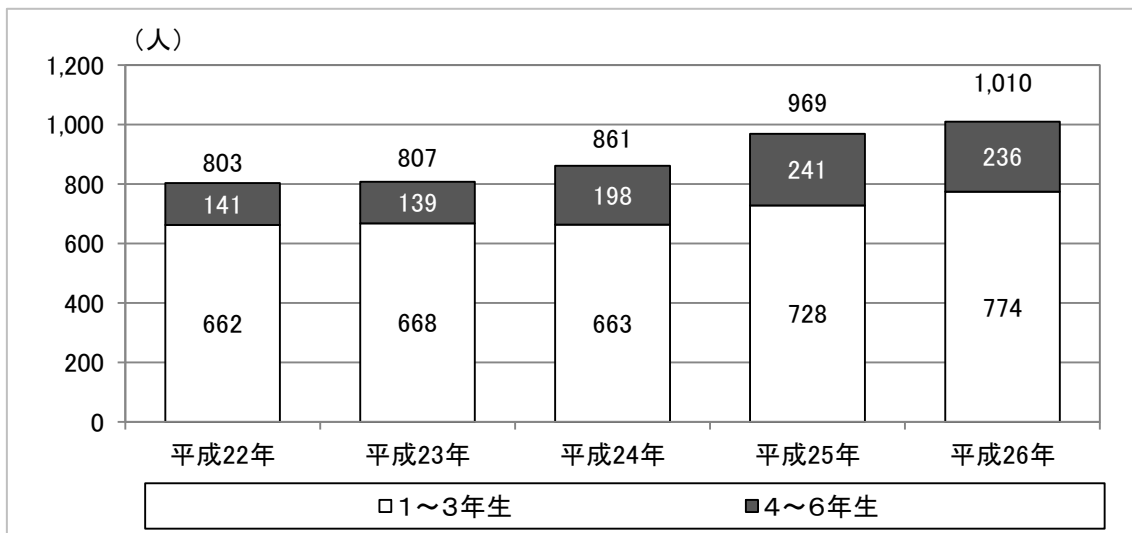
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校児童数	7,901	7,740	7,681	7,509	7,440

資料：埼玉県学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

(6) 放課後児童クラブ利用者数の推移

本市の放課後児童クラブ利用者数の推移をみると、低学年、高学年ともに増加傾向にあり、平成26年で1,010人となっています。

■放課後児童クラブ利用者数の推移



(単位:人)

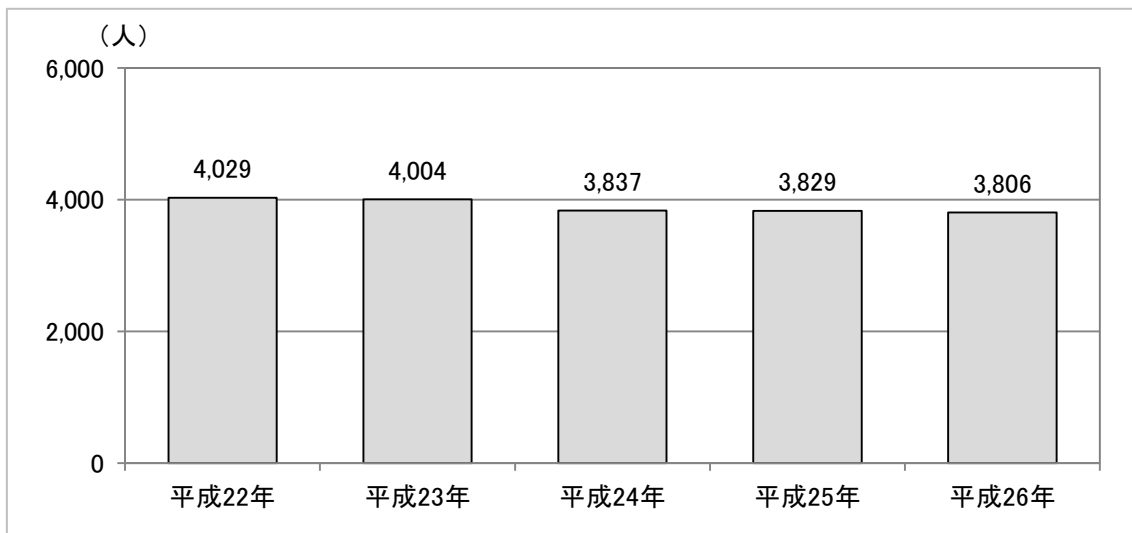
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
低学年(1～3年生)	662	668	663	728	774
高学年(4～6年生)	141	139	198	241	236
合計	803	807	861	969	1,010

資料: 久喜市 (各年4月1日現在)

(7) 中学校生徒数の推移

本市の中学校生徒数の推移をみると、年々減少しており、平成 26 年で 3,806 人となっています。

■ 中学校生徒数の推移



(単位:人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
中学校生徒数	4,029	4,004	3,837	3,829	3,806

資料：埼玉県学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

8 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況

本市では、子どもを産み育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み実施していくため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度から平成26年度）を策定し、子育て支援の各種施策を推進してきました。

項目		行動計画策定時 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)	直近値 (平成25年度)	達成状況
① 通常保育事業(認可保育所)	人数	1,574人	1,755人	1,731人	98.6%
	か所数	17か所	17か所	20か所	117.6%
② 特定保育事業	人数	—	10人	—	—
	か所数	—	1か所	—	—
③ 延長保育事業	人数	55人	134人	198人	147.8%
	か所数	11か所	12か所	16か所	133.3%
④ 夜間保育事業	人数	—	—	—	—
	か所数	—	—	—	—
⑤ トワイライトステイ事業	人数	—	—	—	—
	か所数	—	—	—	—
⑥ 休日保育事業	人数	2人	20人	3人	15.0%
	か所数	2か所	2か所	2か所	100.0%
⑦ 病児・病後児保育事業	人数	1人	9人	1人	11.1%
	か所数	1か所	2か所	1か所	50.0%
⑧ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人数	725人	964人	818人	84.9%
	か所数	21か所	22か所	22か所	100.0%
⑨ 地域子育て支援拠点事業	か所数	9か所	13か所	14か所	107.7%
⑩ 一時預かり事業	人数	14人	84人	20人	23.8%
	か所数	6か所	9か所	8か所	88.8%
⑪ ショートステイ事業	か所数	1か所	1か所	2か所	200.0%
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	か所数	2か所	4か所	4か所	100.0%

9 本市の子ども・子育てをめぐる課題

課題1 質の高い教育・保育と地域の子ども・子育て支援事業の充実

保護者の就労や家族の状況、その他の事情に関わらずすべての方が、希望する教育・保育施設を利用できるよう施設の充実を図ることが求められます。

このことから、教育・保育施設の量的な拡充や、教育・保育施設の良いところを一つにした、認定こども園の普及を図るとともに、教育・保育の質的な向上を進める必要があります。

また、地域における人間関係の希薄化や、家族や地域での子育て力が低下していると言われています。そのため、気軽に親子の交流や相談ができる場所、急な用事のときなど、子育て家庭の多様なニーズに合わせて子育てを支援する体制の整備が求められています。

このことから、すべての子育て家庭が子育てに対する安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実を図る必要があります。

課題2 子どもが主役の環境の整備

子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図ることが必要です。

子どもには子どもの人権があり、次代の社会の担い手でもあることから、次代の親の育成、幼児教育・学校教育、家庭教育の充実など、子どもの健全な教育環境の充実を図るとともに、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子どものほか、虐待を受けている子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育等の地域における関係機関が連携して支援する必要があります。

課題3 保護者の子育てを支援する環境の整備

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近に相談相手がいないなど、出産や子育てに不安を覚える家庭が少なくありません。すべての方が妊娠・出産・子育てに対する不安を抱え込むことがないように、妊娠期から切れ目なく支援していく必要があります。

さらに、職場や社会のストレスの影響、アレルギー問題、感染症など、母子を取り巻く社会には健康面で様々な不安があります。母子の健康診査、食育の充実など、母子の健康の確保を図る必要があります。

また、子どもが安心して成長するためには、親が働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要です。共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う、教育・保育ニーズへの対応が求められているとともに、小学校入学を期に仕事と子育ての両立が困難になることのないよう、放課後児童クラブの充実などが必要です。

課題4 社会全体で子育てを支援する環境の整備

子育て支援に取り組む団体や機関、行政などが、それぞれの取り組みを有機的に結びネットワーク化することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進することが必要です。

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者が有していますが、次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会全体で取り組むべき課題であります。

このため、地域住民による子育て活動の支援、地域住民による子どもや子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが必要です。また、地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。

課題5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

アンケート調査によると、依然として父親の育児休業が進まないことや、短時間勤務制度を取りにくい状況であることなどが見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しているとは言い難く、今後も男女共同参画の意識の醸成や育児休業などの制度が利用しやすい子育てに配慮した職場環境づくりを進めることが必要です。

課題6 子どもの安全・安心を見守る環境の整備

子どもが交通事故や犯罪等に巻き込まれたりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者も多くいることから、子どもを安心して産み、育てることができるような安全なまちにすることが必要です。

このことから、交通安全、犯罪等の被害に遭わないように子ども自身の意識を高めるとともに地域が一体となって犯罪の起こりにくい環境づくりを図る必要があります。

また、安全な住まいの確保は子育ての基本であり、バリアフリー設備の整った住宅など、子育てに配慮した住環境の確保を図る必要があります。

さらに、子どもや子どもを連れた保護者が安全に安心して外出するためには、道路・公園、公共建築物のバリアフリー化など安全性を確保していくことが重要となることから、子どもや子どもを連れた保護者に配慮した都市空間の形成を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

1 計画の基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。少子高齢社会にあって、久喜市の未来を担う子どもの、しあわせで健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組む重要な課題であり、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て家庭を社会全体で支えるまちづくりは、市民すべての願いです。

久喜市の子ども・子育て支援策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・事業所・地域において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育て家庭や地域が子育てに伴う喜びを享受することにより、久喜市に「住んでよかった」「住みつづけたい」「住んでみたい」と実感できるように配慮して推進します。

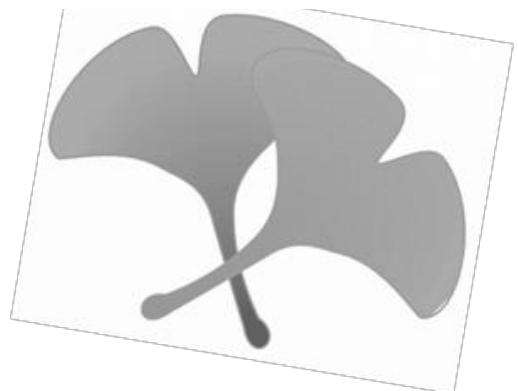
また、久喜市では引き続き、子ども一人ひとりの人権が最大限尊重されるように配慮し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに成長し、子ども自身が持っている育つ力や個性を最大限に発揮し、大きな夢を描き飛躍することができるような環境づくりを目指します。

さらに、保護者が子どもを育てることの喜びを実感できるとともに、社会すべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもや子育て中の家庭を見守り、手を差し伸べることができる社会を築くために「子育てをみんなで支え、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

◇基本理念

～ 子育てをみんなで支え、すべての子どもが

健やかに成長できるまちづくり ～



2 計画の基本方針

基本理念に基づき、次の3つを基本方針として設定します。

基本方針1

すべての子どもの健やかな
成長を実現するために

すべての子どもの個性を尊重し、健やかに成長することのできる環境づくりを進めます。

基本方針2

保護者が喜びを感じながら
子育てができるために

保護者が、保護者としての責任と自覚を持ちながら、楽しんで子育てができる体制づくりを進めます。

基本方針3

社会全体で子育て家庭を
支えるために

子どもや子育て中の保護者が、周囲からの支援を受けながら安心して暮らせるための環境づくりを進めます。

3 計画の基本目標

基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

子育ての第一義的な責任は家庭にあることを前提として、さまざまな家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、適切な情報提供や利用者支援を行うことにより、本当に支援を必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを推進します。

また、子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実、地域と子ども、家庭との関係づくりを図るなど、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもが主役の環境づくり

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を育み、かつ、調和のとれた人間として成長するために、心身の教育・人権の尊重を土台とし、探求心や学習意欲を向上させるため、教育の質を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、学校教育の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、各種在宅福祉サービスの充実による障がいのある子どもと家庭への支援、児童虐待の防止など、支援を必要とする家庭を支える取り組みを推進するとともに、子育てにかかる経済的な負担の軽減など、育てやすい環境づくりを推進します。

基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり

子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要としている家庭に対し、子どもを地域の宝として捉え、地域全体で子育てを支援していくことができる地域づくりを行うため、地域における相談や交流の場づくり、支えあいの関係づくりを推進します。

また、子どもの健やかな成長を支援するため、親子の健康に関する相談や健康診査・保健指導、医療体制の充実を図るとともに、食についての自己管理能力を養う食育の推進など、親子の健康の確保と増進に努めます。

さらに、次代の親を育成する観点から、子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭をもつことの重要性について理解を深めるため、家庭教育に関する情報提供や、相談、学習機会や世代間交流の機会の確保を図ります。

基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業だけでなく、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

また、家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを推進します。

地域に根ざした子育て支援に関するさまざまな活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上に努めるとともに、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えあうための地域住民による自主的な活動の輪を広げ、子育て支援ネットワークの形成を推進します。

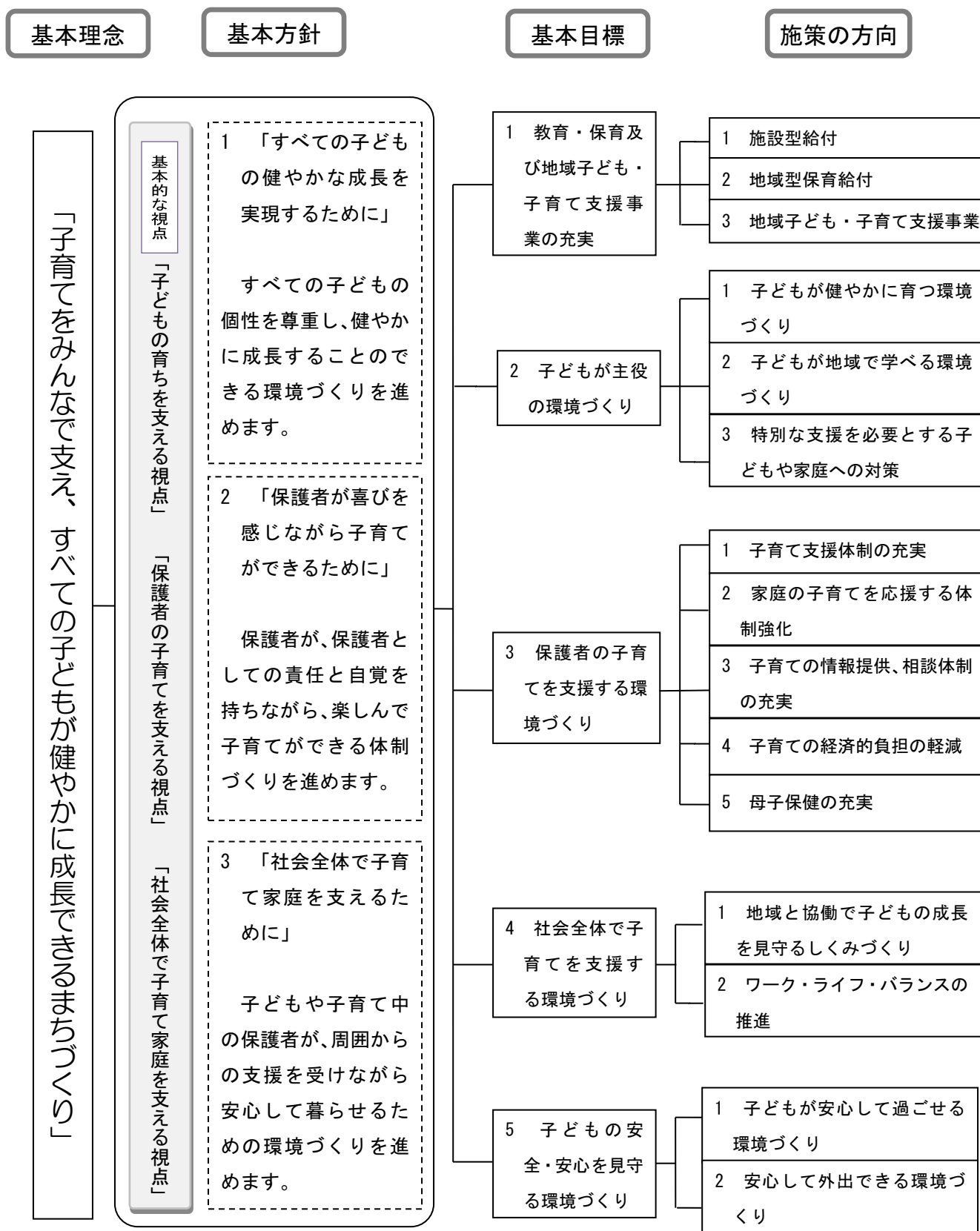
基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

地域が一体となって、子どもを見守ることで、子どもを犯罪などから守り、子どもが安全に安心して外出できる環境づくりを推進します。

また、道路や公園、公共建築物のバリアフリー化や、交通安全環境の整備により子どもや子どもを連れた保護者が安全に安心して外出できる環境づくりを推進します。

さらに、子どもを交通事故から守るため、交通安全教育等の活動を推進します。

4 久喜市子ども・子育て支援事業計画体系図



第4章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の展開

基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

◇施策の方向1 施設型給付

◇施策の方向2 地域型保育給付

◇施策の方向3 地域子ども・子育て支援事業

- すべての方が、希望する教育・保育施設を利用できるよう計画的に施設を整備し、提供体制を確保するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。
- 教育・保育施設の良いところを一つにした認定こども園への移行を推進します。
- 子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細やかなサービスを提供するとともに、子育て家庭が子育てに対する安心感や充実感を得ることができるよう地域子ども・子育て支援事業の充実を推進します。

1 新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。新制度の主な内容は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援事業の充実」です。

新制度の主なポイント

- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設し財政的支援を一本化します。また、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つの事業についても財政支援の対象となります。
- 認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の認可組織とし、認可や指導監督等を一本化します。また、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」を含むすべてが「施設型給付」の対象となります。
- すべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などの「地域子ども・子育て支援事業」を法律上に位置づけ財政支援を強化します。

2 新制度の事業体系

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

(1) 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者へ直接給付するのではなく、施設等が市から給付を受け（法定代理受領制度）、利用者は施設からサービスの提供を受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆施設型給付

施設型給付の対象は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市が施設等に対して施設型給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。本市では、これらの事業以外にも独自の事業を実施し、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

図表 新制度の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業
- ②延長(時間外)保育事業
- ③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ④子育て短期支援(ショートステイ)事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 教育・保育認定について

子ども・子育て支援給付については、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、原則、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	0～2歳児	必要とする		○	○	○

※2号認定の保育が必要な子どもでも幼稚園を利用することがあります。

※教育標準時間認定とは、1日4時間程度の幼児教育の時間のことです。

※2号、3号の保育認定には、1日11時間までの保育標準時間と、1日8時間までの保育短時間があります。

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を設定します。

事由	ア、就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 イ、就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、妊娠・出産、同居親族の介護、災害復旧、求職活動、就学及び職業訓練、虐待及びDV等、また、それらに類するものとして市が認める場合
区分※	ア、保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） イ、保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （市では、就労の下限時間を64時間以上と設定）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

また、市町村は区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市では、利用者の利便性に配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るため、保育施設等については、区域を細分化し、久喜・菖蒲地区と栗橋・鷺宮地区の2区域として設定し、その他の事業については、事業の利用状況や特性などを総合的に勘案して、市全域を1区域として設定しました。



■教育・保育提供区域

	事業の名称	区域設定
子ども・子育て支援給付	教育施設（幼稚園・認定こども園）	1 区域 (市全域)
	保育施設（保育所・認定こども園）	2 区域 (久喜・菖蒲地区、栗橋・鷺宮地区)
	地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援に関する事業	1 区域 (市全域)
	延長（時間外）保育事業	2 区域 (久喜・菖蒲地区、栗橋・鷺宮地区)
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1 区域 (市全域)
	子育て短期支援（ショートステイ）事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	
	妊婦健康診査事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

「量の見込み」については、平成25年9月から10月にかけて実施した、「久喜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに、事業の利用実績、今後の児童数の見込み等を勘案して算出しました。

4 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の内容

(1) 学校教育の提供（幼稚園・認定こども園）

①事業内容・現状

1号認定を受けた子どもに対して、幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業です。

市内では現在、市立幼稚園2か所と私立幼稚園6か所、私立認定こども園7か所において実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

量の見込みは、児童数の減少に伴い年々減少するものと予測されます。確認を受ける幼稚園と認定こども園、確認を受けない幼稚園を合わせた確保の内容については、量の見込みに対応できる体制となっています。

(単位:人)

1号認定		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	市内の子ども	2,414	2,387	1,729	1,604	1,513	
	市外の子ども	110	100	179	168	157	
	合計①	2,524	2,487	1,908	1,772	1,670	
確保の内容	市内	[幼稚園・認定こども園]	665	876	1,225	1,480	1,624
		[確認を受けない幼稚園]	2,405	2,165	1,485	965	615
	市外	15	15	8	8	8	
	合計②	3,085	3,056	2,718	2,453	2,247	
量の見込みと確保の内容の差②-①		561	569	810	681	577	

③確保方策

現状では、量の見込みに対して確保の内容は満たしています。今後についても、事業所の協力を得て提供体制を維持します。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
87	5	多子世帯の保育料軽減
87	7	幼稚園就園奨励費補助事業

(2) 保育の提供（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

①事業内容・現状

2号及び3号認定を受けた子どもに対して、保育所、地域型保育事業又は認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業です。

市内では現在、市立保育所6か所（分園1か所含む）と私立保育所16か所（分園2か所含む）、私立認定こども園7か所、小規模保育施設3か所において実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

量の見込みは、共働き世帯の増加や女性の活躍の推進により、女性の就業率が伸びていることから、年々増加するものと予測されます。確保の内容については、2号認定は、既に量の見込みに対応できる体制は整っていますが、3号認定については不足する見込みとなっています。今後、認定こども園への移行、小規模保育の整備及び定員の見直しなどを図り提供体制を整備します。

■久喜・菖蒲地区

（単位：人）

3号認定（0歳）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	市内の子ども	97	94	99	105	115
	市外の子ども	3	3	2	2	2
	合計①	100	97	101	107	117
確保の内容 〔保育所・認定こども園・地域型保育〕	市内	86	89	95	98	117
	市外	0	0	0	1	1
	合計②	86	89	95	99	118
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲14	▲8	▲6	▲8	1

3号認定（1・2歳）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	市内の子ども	408	392	424	471	486
	市外の子ども	6	6	13	13	13
	合計①	414	398	437	484	499
確保の内容 〔保育所・認定こども園・地域型保育〕	市内	340	366	401	404	492
	市外	13	13	9	9	9
	合計②	353	379	410	413	501
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲61	▲19	▲27	▲71	2

(単位:人)

2号認定(3~5歳)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	市内の子ども	554	540	673	742	835
	市外の子ども	11	10	27	27	27
	合計①	565	550	700	769	862
確保の内容 〔保育所・認定 こども園〕	市内	604	604	780	845	941
	市外	24	24	14	14	14
	合計②	628	628	794	859	955
量の見込みと確保の内容の差②-①		63	78	94	90	93



久喜市立ひまわり保育園

■栗橋・鷺宮地区

(単位:人)

3号認定(0歳)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	市内の子ども	103	100	92	98	107
	市外の子ども	2	2	1	1	1
	合計①	105	102	93	99	108
確保の内容 〔保育所・認定こ ども園・地域型保育〕	市内	82	82	91	97	106
	市外	1	1	2	2	2
	合計②	83	83	93	99	108
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲22	▲19	0	0	0

3号認定(1・2歳)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	市内の子ども	380	365	422	435	440
	市外の子ども	6	6	9	9	9
	合計①	386	371	431	444	449
確保の内容 〔保育所・認定こ ども園・地域型保育〕	市内	332	338	369	396	431
	市外	12	12	18	18	18
	合計②	344	350	387	414	449
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲42	▲21	▲44	▲30	0

2号認定(3~5歳)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	市内の子ども	456	457	524	646	661
	市外の子ども	7	8	16	16	16
	合計①	463	465	540	662	677
確保の内容 〔保育所・認定 こども園〕	市内	397	451	521	671	671
	市外	20	20	30	30	30
	合計②	417	471	551	701	701
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲46	6	11	39	24

③確保方策

確保の内容が不足している部分については、引き続き、小規模保育の整備を推進するほか、幼稚園から認定こども園への移行を促進するとともに、低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、乳児保育の受入枠の拡充、保育所等の定員の見直しなど、定員増を図り確保体制を整備します。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
79	10	保育所施設整備事業
79	11	「駅前保育所」整備事業
80	12	市立保育所運営事業
80	13	私立保育所委託事業
80	14	管外保育所委託事業
80	15	保育所における乳児保育（0歳児保育）事業
80	16	広域的保育利用事業
87	5	多子世帯の保育料軽減〔再掲〕

5 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援に関する事業

①事業内容・現状

子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた事業です。保護者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業です。

また、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師などが専門的な立場で相談や支援を行う事業です。

②量の見込み及び確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み①	4 か所	4 か所	8 か所	8 か所	8 か所
確保の内容②	4 か所	4 か所	8 か所	8 か所	8 か所
量の見込みと確保の内容の差②-①	0	0	0	0	0

③確保方策

本庁、各総合支所の担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者や利用を予定している方を支援していきます。

また、各保健センターにおいては、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談のほか、必要に応じ支援プランを作成し、妊娠・出産・子育てを支援していきます。

実施にあたっては、関係所属所や子育て中の保護者の身近な相談先である地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター）などと連携を図り、保護者等に対し、総合的な支援を行います。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
84	1	利用者支援に関する事業（子育て総合支援窓口）
85	7	子育て支援施設での子育て相談

(2) 延長（時間外）保育事業

①事業内容・現状

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、長時間の就労や通勤時間などにより保育時間（8時間又は11時間）を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の保育を行う事業です。

市内では現在、市立保育所2か所、私立保育所12か所、私立認定こども園4か所の合計18か所で実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

■久喜・菖蒲地区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	236	229	218	210	203
確保の内容②	239	239	239	239	239
見込みと確保の内容の差②-①	3	10	21	29	36

■栗橋・鷲宮地区

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	193	188	185	182	177
確保の内容②	198	198	198	198	198
見込みと確保の内容の差②-①	5	10	13	16	21

③確保方策

延長保育を実施している事業所の協力を得て提供体制を維持し、延長保育希望者全員を受け入れます。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
79	8	延長保育事業

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業内容・現状

保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図る事業です。

市内には、小学校が 23 校あり、放課後児童クラブの設置数は 22 か所となっています。22 か所はすべて公設で、指定管理者により運営しています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年 (1~3 年生)	774	767	758	739	731
	高学年 (4~6 年生)	236	234	238	244	242
	合計①	1,010	1,001	996	983	973
確保の内容②		982	1,012	1,012	1,012	1,012
量の見込みと確保の内容の差②-①		▲28	11	16	29	39

③確保方策

確保の内容が不足している部分については、今後の利用状況を見ながら、既存の放課後児童クラブの定員枠の拡充を図り、必要に応じて施設整備を図ります。

また、「放課後子ども総合プラン」に基づく、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、平成 31 年度までに 17 か所整備することを目指します。

実施にあたっては、運営方針や特別教室、体育館、校庭、図書室等の活用の促進について、教育委員会と市長部局の担当所属所が連携を図りながら学校関係者と協議を行うほか、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の実施委員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打ち合わせの場を設けます。

なお、一体型によらない放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、引き続き連携して実施するとともに、一体型への発展についても検討を行います。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
80	18	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
87	6	放課後児童クラブ保育料の助成
92	10	放課後子ども教室推進事業（ゆうゆうプラザ）

(4) 子育て短期支援（ショートステイ）事業

①事業内容・現状

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、乳児院など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

市では現在、2事業所と委託契約を結び、3歳未満の乳幼児を対象に事業を実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		54	52	50	48	47
確保の内容	実施機関	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課

③確保方策

現在も量の見込みに対し、確保の内容は満たしていることから、今後においても現在の提供体制を維持し、対応します。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
79	4	子どものショートステイ事業



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容・現状

保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。市では現在、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を対象に事業を行っています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		970	939	917	892	866
確保の内容	実施機関	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター

③確保方策

提供体制を維持し、乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
89	5	母子訪問指導事業



久喜市中央保健センター

(6) 養育支援訪問事業

①事業内容・現状

子育てに不安を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭を対象に、児童ケースワーカーや保健師、助産師、ホームヘルパー等が訪問し、保護者の家事・育児等の養育能力を向上させるための支援や相談等を行う事業です。

市では現在、関係機関と連携を図り養育支援を必要としている家庭を対象に相談業務やホームヘルパーの派遣などを行っています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		15	16	17	18	19
確保の内容	実施機関	子育て支援課 中央保健センター	子育て支援課 中央保健センター	子育て支援課 中央保健センター	子育て支援課 中央保健センター	子育て支援課 中央保健センター

③確保方策

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて支援が必要と思われる家庭を把握するとともに、そうした家庭に対して専門職による訪問相談や、相談先の周知を行います。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
72	1	児童相談業務体制の充実・強化
72	2	要保護児童等の相談支援
72	3	久喜市要保護児童対策地域協議会
73	5	子育て不安・児童虐待予防的事業
73	7	養育支援訪問事業
89	5	母子訪問指導事業〔再掲〕

(7) 地域子育て支援拠点事業

①事業内容・現状

主に、3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流や、遊び場の提供などを行い、それらを通して子育ての相談に応じたり情報提供を行うことで子育てを支援する事業です。

本市では平成25年度末には、14か所（市立：4か所、私立：10か所）で実施していましたが、平成29年4月1日現在は、17か所（市立：4か所、私立13か所）で実施しています。

また、児童センター及び鷺宮児童館においても、子育て中の親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、地域子育て関連事業の提供を実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	86,508	88,127	158,780	167,200	176,060
確保の内容②	86,508	88,127	158,780	167,200	176,060
量の見込みと確保の内容の差②-①	0	0	0	0	0

※平成29年度の計画値から、児童センター及び鷺宮児童館、また、平成29年度中に開設された2か所の地域子育て支援センターの量の見込み及び確保の内容が含まれます。

③確保方策

現在も量の見込みに対して確保の内容は充足しています。今後も、利用希望者全員を受け入れる提供体制を確保します。

本市では国基準に基づき、中学校区に1か所の整備を基本としています。今後の整備については、社会情勢や財政状況、既存施設の配置状況などを総合的に勘案して検討します。



つどいの広場きらきら (久喜児童クラブ)

④関連事業

ページ数	番号	事業名
78	1	地域子育て支援センター事業
78	2	つどいの広場事業

(8) 一時預かり事業

①事業内容・現状

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、保育所等において一時的に預かる事業です。

市内では現在、8か所の保育所及び認定こども園（市立：2か所、私立：6か所）と13か所の幼稚園及び認定こども園（市立：1か所、私立：12か所）で事業を実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	幼稚園在園児対象の一時預かり	74,880	74,029	72,234	70,221	67,708
	その他の一時預かり	15,600	15,116	14,663	14,238	13,811
	合計①	90,480	89,145	86,897	84,459	81,519
確保の内容②		90,480	90,480	90,480	90,480	90,480
量の見込みと確保の内容の差②-①		0	1,335	3,583	6,021	8,961

③確保方策

現在も量の見込みに対して確保の内容は充足しています。今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて事業の充実を図ります。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
79	7	一時預かり事業
79	9	預かり保育事業

(9) 病児保育事業

①事業内容・現状

発熱等の急な病気となった児童（病児）や、回復期にある児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

市内には、病後児保育を実施する保育所が1か所ありますが、病児保育を行う施設はありません。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	480	720	960	960	960
確保の内容②	960	960	960	960	960
量の見込みと確保の内容の差②-①	480	240	0	0	0

③確保方策

平成27年度に病児保育所を1か所設置(4人定員)し、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて体制の確保を図ります。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
79	6	病児保育事業



(10) ファミリー・サポート・センター事業

①事業内容・現状

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動を行う事業です。

市では概ね生後6か月から小学校6年生以下の児童を対象として、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等から帰宅後の預かりや利用施設への送迎などを行っています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位: 人日/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年(1~3年生)	357	386	418	452	489
	高学年(4~6年生)	23	25	27	30	32
	合計①	380	411	445	482	521
確保の内容②		966	1,062	1,164	1,272	1,398
量の見込みと確保の内容の差②-①		586	651	719	790	877

※量の見込みは、預かりに関する援助活動件数の見込みです。

③確保方策

現在も量の見込みに対し、確保の内容は満たしていますが、今後においても入会説明会や講習会等を計画的に開催し、ファミリー・サポート・センター事業会員の増員を図ります。



久喜市ファミリー・サポート・センター鷲宮

(久喜市立鷲宮地域子育て支援センター すまいる)

④関連事業

ページ数	番号	事業名
91	3	ファミリー・サポート・センター事業

(11) 妊婦健康診査事業

①事業内容・現状

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行う事業です。

市では現在、妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査事業を実施しています。

②量の見込み及び確保の内容

(単位:人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		970	939	917	892	866
検査項目		問診及び診察 血液検査 等	問診及び診察 血液検査 等	問診及び診察 血液検査 等	問診及び診察 血液検査 等	問診及び診察 血液検査 等
確保の内容	実施機関	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター	中央保健センター
	委託機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関

③確保方策

確保の内容を維持し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。

④関連事業

ページ数	番号	事業名
89	2	妊婦健康診査事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設⁷等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②確保方策

国の助成制度に準じ助成の実施を検討します。

③関連事業

ページ数	番号	事業名
87	8	小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

②確保方策

国等の動向を注視しながら調査研究していきます。

③関連事業

ページ数	番号	事業名
79	10	保育所施設整備事業〔再掲〕
79	11	「駅前保育所」整備事業〔再掲〕
80	13	私立保育所委託事業〔再掲〕

⁷ 特定教育・保育施設：市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進 に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及方策

①事業内容・現状

幼稚園及び保育所に通う就学前の子どもが、同じように充実した幼児教育を受けることができるよう、市内幼稚園、保育所の認定こども園への移行のための支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供するための方策

①事業内容・現状

乳幼児期における教育及び保育の質を高めるため、職員等の研修機会の充実を図ります。また、市内の幼児教育のさらなる振興を図るため、「久喜市幼児教育研究協議会」を開催します。

②関連事業

ページ数	番号	事業名
68	12	幼児教育研究協議会事業
-	-	教員研修の充実（総振 P97、教振 P23）

※総振：久喜市総合振興計画

教振：久喜市教育振興基本計画



(3) 2歳までの保育事業と3歳からの教育・保育事業の連携方策

①事業内容・現状

主に2歳児までを対象とする地域型保育事業の利用者が、卒園後に円滑に幼稚園や保育所等に入園・入所することができるよう、日頃から事業者間や子ども同士の交流機会を提供します。

②関連事業

ページ数	番号	事業名
-	-	保育士と幼稚園教員の交流（総振 P97・98、教振 P26）
-	-	保育園児と幼稚園児の交流（総振 P98、教振 P26）

※総振：久喜市総合振興計画

教振：久喜市教育振興基本計画

(4) 幼児期の教育・保育事業と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組推進

①事業内容・現状

就学前の子どもが小学校に進学する際、円滑に小学校生活に適應することができるよう、就学前の子どもが日頃から小学生と交流する機会を提供します。また、発達障がい
の疑いがある子どもなど、特に支援を必要とする子どもの情報共有を行ったり、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭が相互に教育・保育の理解を深め、より良い教育を提供できるよう、職員同士による研修・交流機会の充実を図ります。

②関連事業

ページ数	番号	事業名
68	12	幼児教育研究協議会事業〔再掲〕
-	-	幼稚園児と小学生の交流会実施（教振 P21）
-	-	幼稚園・小学校連絡会の開催（教振 P21）
-	-	幼稚園・小学校教員間の保育・授業参観等の実施（教振 P22）

※教振：久喜市教育振興基本計画

第5章 次世代育成支援施策の展開

基本目標2 子どもが主役の環境づくり

◇施策の方向1 子どもが健やかに育つ環境づくり

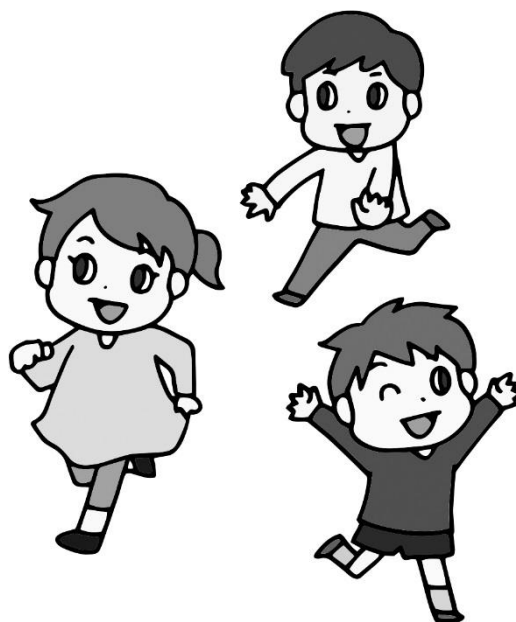
- 子どもたちに安全な居場所・遊び場を提供するため、児童館・児童センターの整備に努めるとともに、そこで行われる行事やプログラムの充実を図ります。
- 乳幼児が、友達づくりや集団生活に慣れることができるよう、同年齢同士が交流できる機会の充実を図ります。
- 豊かな人間性及び心身ともに健康な子どもを育成するため、「久喜市食育推進計画」に基づき、食育を総合的・計画的に推進します。
- 幼児・生徒が質の高い教育や指導を受けることができるよう、教員に対する研修機会の拡充を図ります。
- 子どもたちに本の世界の楽しさを教え、子どもと本の豊かな結びつきを目指します。
- 児童・生徒の快適な学習環境を確保するため、小中学校にエアコンを設置します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	児童館・児童センター活動事業	遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、創作事業や伝承遊び事業などの活動を行います。	児童館・児童センターの利用の一層の促進を図るため、事業の充実を図ります。
	担当課		
2	移動児童館の実施	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図るため、遊びを持って地域に出向く移動児童館を実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
3	児童館・児童センターの整備・充実	児童の遊び場の確保と健康増進に向けて、児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
4	幼児教室	2・3 歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌やお遊戯を通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	事業の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
5	幼児クラブ	1・2 歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、リズム遊びや歌、製作を通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
6	未就園児園庭開放事業	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、未就園の3 歳児の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月 1 回設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	事業の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
7	久喜市食育推進計画の推進	食育推進計画の推進を図ります。	「久喜市食育推進計画」に基づく施策を展開します。
	担当課		
8	久喜市食育推進会議の運営	食育推進計画の実施を推進します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
9	食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動支援と育成	自主事業や保健事業への協力等、食生活改善推進員が実施する活動を支援します。 「ヘルスマイト養成講座」への参加を促進し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成を行います。	活動の周知を図り、事業参加者の増加を図るとともに、会員への研修や「ヘルスマイト養成講座」への市民参加を促し、会の育成に努めます。
	担当課		
10	学校・保育所における食育の推進	学校や保育所の給食を通して、健康な心身と良い食生活の形成に努めます。	子どもの心身の発達、発育に向け継続して食育を推進します。
	担当課		
11	生徒指導・教育相談中級研修会	生徒指導・教育相談中級の資格取得に向けた研修を行います。	本研修会の中で、講義・講演のほか、面接演習、事例研修等も実施し、実践力を高める研修を実施します。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
12	幼児教育研究協議会事業	幼児教育の振興を図るため、久喜市幼児教育研究協議会を設置し、市民の方の幅広い意見を伺います。	継続的に事業の推進に努めます。
	担当課 指導課		
13	えほんの会	3・4歳児を対象に、ロングセラーの絵本や紙芝居などを使用した読み聞かせを毎月第1・3土曜日に実施します。	図書館ボランティアや関係機関の協力を得ながら、事業を継続、推進します。
	担当課 中央図書館		
14	子ども映画会	読書へとつながる児童文学作品の映画やアニメの上映を行います。	事業の実施に当たっては、学校等への周知を積極的に行い、今後も事業の推進に努めます。
	担当課 中央図書館		
15	子ども一日図書館員	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るために、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施します。	事業の実施に当たっては、積極的に学校等への周知を行い、事業の推進に努めます。
	担当課 中央図書館		
16	夏休み子ども科学遊び	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	事業の実施に当たっては、積極的に図書館資料の利用促進を図り、事業の推進に努めます。
	担当課 中央図書館		
17	夏休み子ども相談室	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、小学生の自由研究などの相談について、小学校の先生による図書館資料を活用した相談業務を行います。	事業の実施に当たっては、積極的に図書館資料の利用促進を図り、事業の推進に努めます。
	担当課 中央図書館		
18	名曲と朗読の集い	図書館利用の促進を図るため、室内楽の生演奏と名作の朗読及び絵本の読み聞かせを組み合わせ集いを実施します。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続、推進します。
	担当課 中央図書館		
19	学校訪問おはなし会	図書館職員が小学校に出向き、絵本の読み聞かせを行います。	事業実施に当たっては、学校の希望日時に配慮した計画をたて事業を実施します。
	担当課 中央図書館		
20	学校訪問ブックトーク	図書館職員が小学校に出向き、テーマに沿った本を選び紹介します。	事業実施に当たっては、学校の希望日時に配慮した計画をたて事業を実施します。
	担当課 中央図書館		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
21	読書マラソン	本とのふれあいの機会を多く持ってもらうとともに、図書館資料の利用促進のために、期間を設けその間に目標とする冊数の本を読む事業を実施します。	関係機関等と連携し事業を継続、推進します。
	担当課		
22	小中学校エアコン設置事業	市内の小中学校のすべての教室にエアコンを設置します。	関係機関と協議し、早期の実施に努めます。
	担当課		

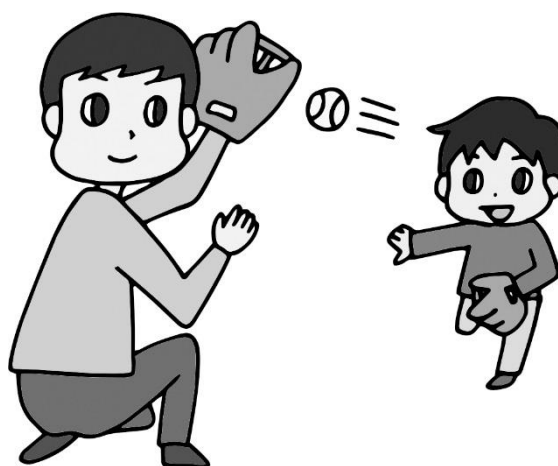


◇施策の方向2 子どもが地域で学べる環境づくり

- 子どもの意見を大切にする社会を目指し、子どもたちの意見発表の場づくりに努めるとともに、子どもが大人とともにまちづくりに参加する環境の整備を推進します。
- 子どもが自然の大切さを実感できるよう、自然とふれあう機会を提供するとともに、環境問題への意識の高揚に努めます。
- 社会体験活動やスポーツ活動を通じて子どもの豊かな情操と心身の健全な育成を支援します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	子ども議会	将来を担う子どもたちが模擬議会方式の体験をし、市行政及び議会への理解を深め、併せて学校生活における生徒（児童）会活動に活かしてもらうとともに、子どもたちの夢のある幅広い意見・要望などを市政に反映させるため子ども議会を開催します。	女性議会との関係から、隔年で実施します。
	担当課		
2	人権尊重関連事業	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表やアトラクション等を開催します。	様々な場で事業の周知を図り、参加の促進に努めます。
	担当課		
3	こども自然観察会	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施します。	自然環境への関心と理解を深めるため、継続実施します。
	担当課		
4	乳幼児とのふれあい体験の実施	思春期の児童・生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
5	体験学習	「埼玉の子ども70万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。	「70万人体験活動」の他、各校でも総合的な学習の時間の充実を図ります。
	担当課		
6	子ども大学くき	東京理科大学、久喜青年会議所と連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	引き続き東京理科大学、久喜青年会議所とともに開催します。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
7	スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて、青少年の健全な心身の育成を図る組織を地域社会の中に育てることを目的とし、それぞれの地域で指導者のもとにスポーツ活動を行います。	<p>スポーツ少年団が発行する広報等を用いて活動を広く周知し、団員を募集します。</p> <p>市民まつりやゴミゼロ・クリーン久喜市民運動等の地域・奉仕活動も積極的に取り入れます。</p>
	担当課		



◇施策の方向3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対策

- 久喜市要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。
- 障がいや発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、児童福祉法に基づく障がい児サービスや療育を受ける機会の拡充を図ります。
- いじめや不登校などの問題の発見や解決に向けて、学校、地域、家庭が緊密に連携し、対応します。
- ひとり親家庭に対して、家庭の状況にあった既存のサービスや各種情報を提供しながら、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を総合的に推進します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	児童相談業務体制の充実・強化	増加する特別な支援を要する児童や保護者（虐待、育児放棄、発達の遅れ、その他家庭問題等）などに対する、児童相談業務の体制の一層の充実と強化を図ります。	関係機関と協議し体制の充実強化に努めます。
	担当課		
2	要保護児童等の相談支援	虐待の被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
	担当課		
3	久喜市要保護児童対策地域協議会	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	関係機関との協議を充実し、情報の共有等を通じて、児童虐待の防止と適切な対応に努めます。
	担当課		
4	児童虐待防止等の啓発	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、広報への掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
5	子育て不安・児童虐待予防的事業	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「CSP ⁸ 講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	関係機関と協議し、早期の実施に努めます。
	担当課		
6	女性及び児童保護相談	女性や児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。	継続して事業の推進に努めるとともに、緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。
	担当課		
7	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。	必要とするニーズに対応できるよう関係機関の協力を得て、支援の充実を図ります。
	担当課		
8	里親制度の普及・啓発	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
9	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査等の結果、経過観察が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、個別に発育・発達を促すための助言・指導を行います。	相談体制の充実に努めます。
	担当課		
10	1歳6か月児健診継続相談事業	1歳6か月児健康診査の結果等により、経過観察が必要とされた幼児及びその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	相談体制の充実に努めます。
	担当課		

⁸ CSP: コモンセンス・ペアレンティングの略。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す児童虐待防止プログラムです。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
11	3歳児特別相談	3歳児健康診査の結果、何らかの問題のある幼児とその保護者に対し、障がい等の早期発見、早期療育を目的としてスタッフによる個別相談を行います。相談終了後、ケースカンファレンス ⁹ を実施し、今後のケースの対応について検討します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
12	ことばの相談事業	乳幼児健康診査の結果等により、言葉について、経過観察及び指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	相談体制の充実に努めます。
	担当課		
13	親子教室事業	乳幼児健康診査の結果等により、集団による指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、遊びを中心とした集団指導を行います。	事業内容の充実に努めます。
	担当課		
14	ひよこ教室	障がいや発達に心配のある幼児に対し、遊びを通して情緒の発達を促します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
15	ことばのグループ	ことばの遅れのある幼児とその保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
16	ことばのグループ保護者指導	ことばの遅れのある児童の保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
17	おもちゃ図書館	障がいや発達に遅れのある児童に遊び場を提供し、おもちゃを通してそれぞれの児童が持っている機能の発達を促します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
18	障がい児保育	障がいや発達に遅れのある児童を一般の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		

⁹ ケースカンファレンス：専門職等関係者が集まり、事例を検討する会議のこと。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
19	自立支援医療（育成医療）支給事業	身体に障がいのある児童や病気を放置すれば障がいが残ると認められる児童に対して、手術等により確実な効果が期待できる治療にかかる医療の給付を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
20	未熟児養育医療支給事業	未熟児に対して、指定された養育医療機関での養育に必要な医療の給付を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
21	のぞみ園運営事業	障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行います。	引き続き、指定管理者制度を導入して療育指導の充実に努めます。
	担当課		
22	のぞみ園利用者負担金の助成	のぞみ園を利用している保護者に対し、児童福祉法に基づく利用者負担月額が久喜市保育料の徴収に関する徴収基準月額を超えた分について助成をします。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
23	介護給付費の支給	障がい児が居宅介護、行動援護、短期入所等のサービスを受けた場合、その要した費用の一部を介護給付費として支給します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
24	障害児通所給付費の支給	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けた場合、その要した費用の一部を障害児通所給付費として支給します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
25	補装具費の支給	障がい児が必要とする補装具費の購入又は修理に要した費用の一部を補装具費として支給します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
26	地域生活支援事業	障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
27	生活サポート事業	障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
28	障がい児の適正な就学支援の充実	就学支援委員会を設置し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行います。 また、通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を設置し、通常学級に在籍する児童の障がいに応じた指導を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
29	学校いきいき支援事業	通常学級、特別支援学級に在籍するLD(学習障がい)やADHD(注意欠陥多動障がい)等、発達障がい等の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるよう支援します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
30	いじめ等調査委員会	各学校のいじめ等調査委員会(生徒指導委員会)を中心に全校的な対応を行います。	定例の会議で児童・生徒の状況を把握し、いじめの未然防止、早期対応早期解決に努めます。
	担当課		
31	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
32	母子生活支援施設入所事業	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
33	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
34	高等職業訓練促進給付金等の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
35	寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻によらずにひとり親となった方（税法上の寡婦（夫）控除の対象外の方）に対して、「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施し、保育料を算定します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		



基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり

◇施策の方向1 子育て支援体制の充実

- 乳幼児を持つ子育て中の方が気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談できる地域子育て支援センターやつどいの広場などの整備・充実を図ります。
- 保護者が、就労や疾病、急用などにより保育ができない場合、安心して子どもを預けることができるよう通常の保育サービスの充実を図るとともに、夜間や休日、突発的な保育にも対応できる体制を整備します。
- 保護者の生活に適した保育利用ができるよう、駅前に保育所の整備を行うとともに、市外の保育所の利用支援を行います。
- 保育所・幼稚園に通う子どもが同じ水準の教育を受けられるよう、一貫した教育カリキュラムの充実を図ります。
- 小学校に進学してからも保護者が安心して働けるよう、放課後に児童を預かる体制の拡充を図ります。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、親同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援します。	支援センターの利用の一層の促進を図るため、事業の充実に努めます。 また、公設支援センターの土日の開所についても、ニーズの把握に努めます。
	担当課		
2	つどいの広場事業	主に乳幼児を抱える子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援します。	事業の推進に努めるとともに、必要とするニーズに対応できるよう関係機関の協力を得て、支援の充実を図ります。
	担当課		
3	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後（退院後3か月以内）の母親のいる家庭で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	制度の周知に努め、利用の促進を図るとともに、ニーズに対応した制度の拡大について検討します。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
4	子どものショートステイ事業	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳児院などにおいて短期間（原則7日以内）養育・保護します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
5	休日保育事業	日曜・祝日に保護者の就労等で保育を必要とする児童の保育を行います。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
6	病児保育事業	病気の進行期にあり、かつ当面症状の急変が認められない場合や、病気の回復期にあり、かつ集団生活が困難な時期に、一時的に保育を行います。	病児保育は、平成27年度から実施します。
	担当課		
7	一時預かり事業	保護者の急病や断続的就労、育児疲れ解消のため、緊急一時的に家庭で保育ができない児童の保育を行います。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
8	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、認定を受けた保育時間を超えた場合に延長保育を行います。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
9	預かり保育事業	栗橋幼稚園にて、在園児を対象に長期預かり保育（1か月単位）、短期預かり保育（1日単位）を年間通して実施します。	子ども・子育て新制度と併せて幼稚園の方向性を検討します。
	担当課		
10	保育所施設整備事業	施設の老朽化と多様な保育ニーズに対応するため、財政状況と今後の保育所運営のあり方も考慮した新たな保育所整備計画を策定します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
11	「駅前保育所」整備事業	電車通勤をしている保育所利用児童の保護者が増えている状況があることから、保育の需要が高い地域の駅周辺に保育所を整備します。	施設整備地及び整備方針を決定し早期の整備を図ります。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
12	市立保育所運営事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育し、子育てをしている家庭を支援します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 保育課		
13	私立保育所委託事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童の保育を私立保育所に委託し、児童数や定員数に応じた運営費を負担します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 保育課		
14	管外保育所委託事業	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 保育課		
15	保育所における乳児保育（0歳児保育）事業	生後2か月以上の乳児について、乳児保育（0歳児保育）を実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 保育課		
16	広域的保育利用事業	自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等にこども送迎センターを設置し、バス等により児童を送迎します。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課 保育課		
17	幼保一体化の促進	中央幼稚園と中央保育園分園にて、幼稚園と保育所の一貫した「カリキュラム」の充実を図ります。	子ども・子育て支援新制度と併せて認定こども園への移行を検討します。
	担当課 保育課 学務課		
18	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 保育課		

◇施策の方向2 家庭の子育てを応援する体制強化

○家庭教育が子どもの人格形成に重要な役割を担うことを親が認識し、子育てに関する知識や技術を身に付けることができるよう、各種講座の開催や交流の場を設置するなど、学習機会の提供を推進します。

○絵本を通じて子どもの感受性を高めるとともに、親子の絆を深めることができるよう、ブックスタートやおはなし会など、絵本の楽しさを実感できる機会を提供します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	育児教室	0・1歳児の母親を対象に、保健師、看護師、栄養士などがより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
2	ママのおしゃべりサロン	お母さん同士が集まり、子育てという共通の話題の中で、育児の不安や悩み、喜び等を気軽におしゃべりし、情報交換できる場を提供します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課		
3	ママ・パパ教室事業	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図り、産後も交流できる仲間づくりをするとともに、父親の育児に対する意識の啓発を図ります。	事業内容の充実に努めます。
	担当課		
4	離乳食のすすめ方教室	離乳食や育児に関する集団指導を行います。	事業内容の充実に努めます。
	担当課		
5	保護者の保育参加	保護者が幼稚園又は保育所の保育に参加し、大勢の子どもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会として子育てに役立ててもらいます。	保育参加の意義を知らせ、家庭の子育てにつながるような機会となるよう進めます。
	担当課		
6	親子ですすめるあいさつ運動	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	各学校の生徒指導推進委員会を中心に各家庭でのあいさつを奨励します。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
7	家庭教育学級	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	多くのPTA、保護者会に参加を頂くため、メニューの紹介や運営協力を行います。
	担当課		
8	公民館事業	公民館事業を通して子どもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めます。	地域や子どもたちに求められている事業を検討し、数多くの親子が参加できるようにします。
	担当課		
9	ブックスタート事業	各保健センターで実施している4か月児健康診査時にブックスタートの意義と読み聞かせの大切さを説明しながら、図書館おすすめの絵本リストと絵本が入ったブックスタートパックを保護者と赤ちゃん一人ひとりに手渡します。	関係機関等と連携し事業を継続、推進します。
	担当課		
10	おやおはなし会	0歳～2歳までの乳幼児と保護者を対象に、乳幼児向けのおすすめ絵本の読み聞かせや紹介を毎月第1・3土曜日に実施します。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続、推進します。
	担当課		
11	ワクワクおはなし・わらべうたの会	0歳から参加できるおはなし会です。絵本の読み聞かせや指あそび、わらべうたなどを取り入れ、幅広い年齢層に対応できる会を毎月第2土曜日・第4木曜日に実施します。	図書館ボランティアの協力を得ながら、事業を継続、推進します。
	担当課		
12	おはなし会	ストーリーテリングや絵本の読み聞かせ、紙芝居等を通じて幼児、児童のみならず大人への読書への興味の喚起につなげ、図書館の利用の促進を図ります。	図書館ボランティアや関係機関の協力を得ながら、事業を継続、推進します。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
13	おすすめ絵本リストの 配布及びおひざにだっ このおはなし会	各保健センターで行われる 4 か月児健康診査時に実施し ているブックスタート事業 で、おすすめ絵本リストの配 布とおはなし会を実施しま す。	図書館ボランティアの協力を 得ながら、事業を継続、推 進します。
	担当課 中央図書館		

◇施策の方向3 子育ての情報提供、相談体制の充実

- 保護者が必要とする教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言等を行います。
- 保護者が心にゆとりを持って子どもの心身の発達を見守り、生活習慣を身に付けさせることができるよう、保護者への相談・指導体制の充実を図ります。
- 児童・生徒が自身のことなどに対する悩みについて、また、その保護者が学校生活や学校教育などについて相談できる体制の充実を図ります。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	利用者支援に関する事業 (子育て総合支援窓口)	本庁、各総合支所の担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設と連携を図り、総合的な支援を行います。	関係する機関と連携を図り、事業の推進に努めます。
	担当課		
2	子育て支援情報紙の発行	市の子育て支援情報をまとめた情報紙を作成し、子育て家庭への情報提供を行います。	わかりやすく、使いやすい情報紙とするため、定期的に見直すなど、内容の充実に努めます。
	担当課		
3	子育て支援関連情報の発信	子育て中の保護者に対して子育て支援関連情報の積極的な発信に努めます。	子育て支援関連情報の発信に努めます。また、有効な情報発信の手段について検討します。
	担当課		
4	子育て世帯家賃減額制度の周知	独立行政法人都市再生機構が子育て世帯等を対象に実施する、家賃減額制度の周知に努めます。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
5	家庭児童相談室	家庭における児童養育機能の低下や種々複雑な問題が発生していることに対応し、人間関係の健全化及び児童養育の適正化等に向けて、相談に応じ、必要な指導を行います。	相談や指導を行うにあたり、関係機関と連携し、継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
6	乳幼児健康相談事業	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	相談体制の充実に努めます。
	担当課		
7	子育て支援施設での子育て相談	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館、児童センターで、子育てに関する相談を行います。	関係する機関と連携を図り、継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
8	幼稚園での子育て相談	子育ての悩みや保護者との連携の場として、相談の機会を設けます。	保護者の子育ての悩みを気軽に相談できるような体制を整えます。
	担当課		
9	教育相談事業	<p>学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。</p> <p>適応指導教室において、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。</p> <p>久喜市教育相談室の面接相談において、学校生活や性格・行動について等、保護者の子どもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。</p>	各学校の教育相談体制のさらなる整備と適応指導教室等関係機関との連携を深め、個々の子どもへの支援の充実を図ります。
	担当課		
10	思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談を行います。	より専門的な教育相談活動を推進するために、医師や臨床心理士等の専門的な知識を持った講師を招き研修を実施します。
	担当課		
11	人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業	日常生活における様々な悩みごとや困りごとについて相談しやすい環境整備を進めます。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		

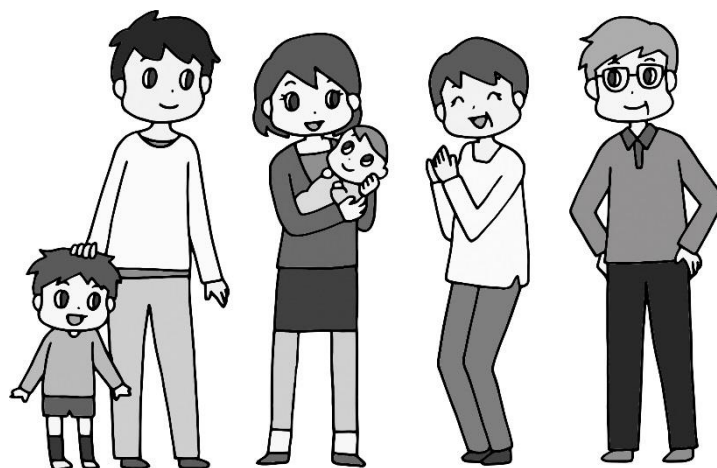
◇施策の方向 4 子育ての経済的負担の軽減

○子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもの医療費の支給や児童手当等の支給、保育料等の減額のほか公共交通運賃の割引などを行います。また、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、第3子以降を出産した場合に祝金を支給します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	子ども医療費支給事業	子ども（通院・入院ともに中学校卒業まで）が病気などにより医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課 子育て支援課		
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭等に対し、医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の一部を支給します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課 子育て支援課		
3	児童手当給付事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、15歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課 子育て支援課		
4	児童扶養手当給付事業	離婚や死亡などによってひとり親となった家庭の児童等の心身の健やかな成長を図るため手当を支給します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課 子育て支援課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
5	多子世帯の保育料軽減	<p>教育標準時間認定（1号認定）：同一世帯から小学校3年までの範囲内に児童が2人以上いる場合、上から2番目の児童は基準額の2分の1の額。3人目以降は無料とします。</p> <p>保育認定（2号及び3号認定）：同一世帯から2人以上の未就学児童が同時に保育所等に入所又は児童デイサービスを利用している場合、上から2人目の児童は基準額の2分の1の額、3人目以降は無料とします。</p>	継続して事業の推進に努めます。
	担当課	保育課	
6	放課後児童クラブ保育料の助成	留守家庭就学児童の健全な育成を図るため、生活保護世帯・ひとり親家庭医療費受給世帯・所得税非課税世帯に保育料を助成します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課	保育課	
7	幼稚園就園奨励費補助事業	施設型給付を受けない幼稚園に通園させている保護者に対して、入園料及び保育料の軽減負担を図るため、幼稚園就園奨励費補助金を住民税の課税状況に応じて交付することにより、幼児の就園を奨励し、幼稚園教育の振興を図ります。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課	学務課	
8	小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	制度の周知を図り、利用の促進を図ります。
	担当課	学務課	
9	公共交通の運賃割引制度の設定	久喜市市内循環バス及び久喜市デマンド交通（くきまる）を利用するにあたり、保護者1人に対し小学生未満の方1人及び1歳未満の小児について、運賃を無料とします。	継続して、公共交通の運賃割引を行います。
	担当課	生活安全課	

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
10	助産の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助産施設において助産を実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
11	出産育児一時金直接支払制度	久喜市国民健康保険の被保険者が出産する場合、久喜市国民健康保険が医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図ります。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
12	すくすく出産祝金支給事業	市内に引き続き1年以上住民登録があり、第3子以降の子を出産した女性に対して出産祝金を支給します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		



◇施策の方向5 母子保健の充実

○母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎え、その後も楽しみながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業の充実を図ります。また妊娠、出産、乳幼児期を通じた継続的な親子の心と体の健康づくりを支援します。

○子どもを、疾病の感染、まん延から予防するため、各種の予防接種の実施及び接種の勧奨を進めます。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	母子健康手帳の交付	母子の健康管理及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。	保健指導が必要な妊婦の把握及び適切な保健指導に努めます。
	担当課 中央保健センター		
2	妊婦健康診査事業	妊娠中の異常の早期発見及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に、妊婦健康診査の助成券を交付します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 中央保健センター		
3	不妊に関する相談支援	不妊に悩む方を対象に、相談支援を行います。	相談体制の充実に努めます。
	担当課 中央保健センター		
4	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ¹⁰ に関する啓発活動	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、啓発活動を行います。	今後も積極的に啓発活動を推進します。
	担当課 人権推進課		
5	母子訪問指導事業	妊産婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	母子の健康の保持増進、虐待予防、育児支援体制の充実に努めます。
	担当課 中央保健センター		

¹⁰ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。1994年カイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念で、女性が生涯にわたって、自らの身体と健康について主体的に自己決定を図り、身体的、精神的、社会的に良好な状態を享受することと、その権利のこと。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
6	乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)の実施	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師による診察、身体計測、保健指導等を行います。	事業内容の充実に努めます。
	担当課		
7	各種予防接種の実施	疾病の発生及びまん延を防止するため、BCG、麻しん・風しん混合、三種混合、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、水痘等の個別予防接種を実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
8	むし歯予防教室事業	幼児及び保護者を対象に、歯科健診やブラッシング指導、栄養指導等を行います。	事業内容の充実に努めます。
	担当課		
9	母子愛育会の活動支援・育成	母子愛育会が地域で活発に活動し、保健事業と連携を図ることができるようにするとともに、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	活動の周知を図り、各事業を円滑に行えるよう支援します。
	担当課		

基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり

◇施策の方向1 地域と協働で子どもの成長を見守るしくみづくり

- 地域における、子育て支援や青少年健全育成に関わる団体等のネットワークを形成し、きめ細やかな子育て支援サービスや青少年の育成が行われる環境を醸成します。
- より多くの市民が子育て支援に携わることができるよう、子育て支援活動を行う人材の育成を行うとともに、青少年の健全育成に関わる団体等の活動を支援し、子育てをみんなで支えるまちづくりを進めます。
- 少年非行等の問題を抱える児童への対応については、家庭、学校、地域、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	継続して活動の推進に努めます。
	担当課 社会福祉課		
2	子育て支援のネットワークづくり	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 子育て支援課		
3	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図ります。	制度の周知を図り、利用の促進に努めるとともに、会員相互の資質向上を図り、事業の充実に努めます。
	担当課 子育て支援課		
4	地域子育て応援事業	経験や知識を持った地域の方々（高齢者等）に、子育ての担い手として活躍していただけるよう、子育てに関する講演会や多世代ふれあい交流事業を行います。	実施に向けて関係所属所と調整を行います。
	担当課 子育て支援課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
5	青少年育成久喜市民会議の支援・育成	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、青少年育成久喜市民会議の活動を支援します。	引き続き青少年育成団体を支援します。
	担当課 生活安全課		
6	青少年のつどい・サマーキャンプの支援	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	引き続き活動を支援します。
	担当課 生活安全課		
7	久喜市青少年相談員協議会の支援・育成	子どもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援します。	引き続き活動を支援します。
	担当課 生活安全課		
8	久喜市社会を明るくする運動	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動実施委員会の活動を支援して、運動の促進に努めます。	引き続き活動を支援します。
	担当課 生活安全課		
9	久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るため、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	引き続き活動を支援します。
	担当課 生活安全課		
10	放課後子ども教室推進事業（ゆうゆうプラザ）	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	全小学校での開催を目標とし、未実施校について開校に向けて調整します。
	担当課 生涯学習課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
11	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子ども、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられるパパ・ママ応援ショップカードを配布します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
12	埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	青少年育成推進員等による書店やコンビニエンスストア、カラオケボックス等に対する、非行防止パトロール活動を支援します。	引き続き活動を支援します。
	担当課		



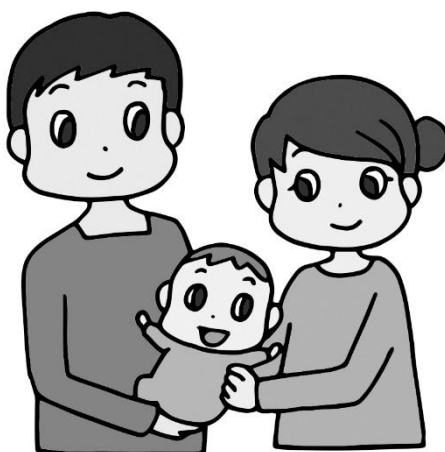
◇施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と生活の適正なバランスや、育児休業・介護休業の取得が積極的に行われるよう、事業所や市民に対して制度や考え方について啓発を行います。
- 仕事・家事・子育てについて、性的な役割分担にとらわれず、両者が協力し合いながら家庭を築いていけるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。
- 父親が育児の知識や技術を身につけられるような機会を積極的に提供していきます。
- 結婚や出産を機に退職した女性などが、再び就職したり働き始められるよう支援を行います。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	「仕事と生活の調和」の啓発	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発に努めます。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 人権推進課 子育て支援課		
2	育児休業及び介護休暇制度等の普及と活用促進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業制度及び介護休暇等の周知と普及を行います。	今後も積極的に啓発活動を推進します。
	担当課 人権推進課		
3	事業所を対象とした男女共同参画アンケート	事業所での女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援に関するアンケートを実施します。	継続して事業の推進に努めます。また、収集したデータの分析を進めます。
	担当課 人権推進課		
4	男女共同参画講座	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催します。	今後も積極的に啓発活動を推進します。
	担当課 人権推進課		
5	情報紙発行	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行します。	今後も毎年発行し、周知に努めます。
	担当課 人権推進課		
6	啓発冊子発行	男女共同参画に関する情報提供の一環として、啓発冊子を発行します。	啓発冊子作成のためのデータ収集及び分析を行います。
	担当課 人権推進課		
7	男女共同参画人材リスト	市の審議会等への女性委員の登用促進と、市民や団体の方に能力・技術の提供を図るため、男女共同参画人材リストを作成します。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課 人権推進課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
8	子どもの視点や男女共同参画の視点に立った公共施設の整備	子育て家庭の社会活動を支援するため、市が設置し又は管理する公共施設等を、子どもや男女共同参画の視点から整備・充実を図ります。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
9	性に関する教育活動の推進	性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、各種パンフレットの配布を行うなど、性に関する教育活動を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
10	お父さんといっしょ	リズム遊びなどを通して、お父さんが子どもとのふれあいを楽しみ、子育てに関心を持ち参加できるよう実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
11	男性に対する啓発推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催や男性向け啓発パンフレットの作成などの取り組みを進めます。	今後も積極的に啓発活動を推進します。
	担当課		
12	父子健康手帳の交付	出産前の早い時期から、父親の子育て参加の促進を図ることを目的に、母子健康手帳交付者のうち、初妊婦の配偶者を対象に、「父子健康手帳」を交付します。	手帳の活用を勧め、父親の子育て参加の促進を図ります。
	担当課		
13	女性の再就職支援事業	再就職を希望する女性を支援するため、講座開催やWith Youさいたま等で開催される講座等について、市のホームページによる周知や市内公共施設にチラシを配架するなどして周知を図り、再就職支援事業を行います。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		
14	女性の起業支援事業	女性の起業を支援するため、関係機関の支援事業や支援実施機関の情報提供を行います。	制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
	担当課		

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
15	就業相談の活用促進	内職相談及び久喜市ふらさとハローワークの積極的な活用を促進し、就業機会の確保に努めます。	内職募集事業所への周知及びふらさとハローワークとの連携を引き続き行います。
	担当課		



基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

◇施策の方向1 子どもが安心して過ごせる環境づくり

○子どもが安心して地域の中で過ごすことができるよう、居場所となる場の拡充を図るとともに、地域の協力を得ながら、子どもを温かく見守る地域づくりを進めます。また、学校に防犯カメラを設置することで、子どもの安全を確保します。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	「こどもレディース 110 番の家」設置	地域ぐるみで子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に緊急に避難できる家「こどもレディース 110 番の家」を区長、学校長等の推薦により、設置します。	設置は随時受け付けており、今後も、区長会議等を通じて地域で引き受けていただける方を募集します。
	担当課 生活安全課		
2	快適な住環境の整備	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図ります。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 都市計画課		
3	公園、児童遊園の整備	子どもや子ども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場を提供するなど、住環境の向上に努めます。	地元との調整を図り、公園施設等の整備促進に努めます。
	担当課 都市整備課		
4	防犯カメラ設置事業	小中学校の更なる安全・安心な教育環境を構築するため、24 時間、学校を見守ることができる防犯カメラを設置します。	各小中学校と協議し、設置します。
	担当課 学務課		
5	スクールガード事業 (児童の登下校時の見守り)	県から委嘱されたスクールガード・リーダーが、児童の登下校時の安全確保のために見守りを実施します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 指導課		

◇施策の方向2 安心して外出できる環境づくり

○子ども連れでも安心して、積極的に外出することができるよう、公共施設や歩道のバリアフリー化など、子育て家庭が外出しやすい環境の整備に努めます。

○子どもや子ども連れの親子が交通事故に遭うことがないように、交通安全に対する教育を推進します。また、交通安全施設を整備することにより、交通事故の発生予防に努めます。

番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
1	「赤ちゃんの駅」設置	市内の公共施設や事業所に、オムツ交換や授乳をできる場所を設けて、地域ぐるみで子育てを応援します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 子育て支援課		
2	イベント会場における子育て支援設備等の整備	市等が実施する各種イベント会場へ子ども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、来場した子育て家庭の負担を軽減します。	実施に向けて関係所属所と調整を行います。
	担当課 子育て支援課		
3	公共施設における子育て支援設備等の整備	公共施設に子ども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、子育て家庭の外出時の負担軽減を図るとともに、安全で快適な公共施設の環境整備に努めます。	実施に向けて関係所属所と調整を行います。
	担当課 子育て支援課		
4	公共建築物の整備	だれもが利用しやすい施設になるよう配慮した設計を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課 営繕課		



番号	事業名・担当課	事業内容	今後の方向性
5	歩道のバリアフリー化の推進	歩道の整備にあたっては、路面の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
6	東鷲宮駅周辺整備事業	JR東鷲宮駅の東西をつなぐ連絡地下道のバリアフリー化を行います。	関係機関と協議し、早期の実施に努めます。
	担当課		
7	交通安全環境の整備	快適な道路空間を創出するため、道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。	継続して事業の推進に努めます。
	担当課		
8	交通安全思想の普及	幼児及び児童に対する交通安全教育を通し、交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、幼稚園、保育所、学校との連携、協力を図りながら、未来の交通社会人の育成に努めます。	交通安全思想の普及を推進します。
	担当課		
9	交通安全教室の実施 (小中学校)	児童生徒に対する交通安全教室を実施し、交通安全への理解を深めます。実施にあたっては、警察、交通安全協会、小中学校と連携、協力します。	毎年度、近々に発生した事故等の事例を交えながら、継続して実施します。
	担当課		
10	道路交通環境の整備	カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めます。 また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進します。	道路交通環境の整備を推進します。
	担当課		
11	被害者救済対策の充実	交通事故被害者の経済的な負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進するとともに、交通事故に関する様々な問題に対応するため、交通事故相談業務の充実や活用促進に努めます。	被害者救済対策の充実に努めます。
	担当課		

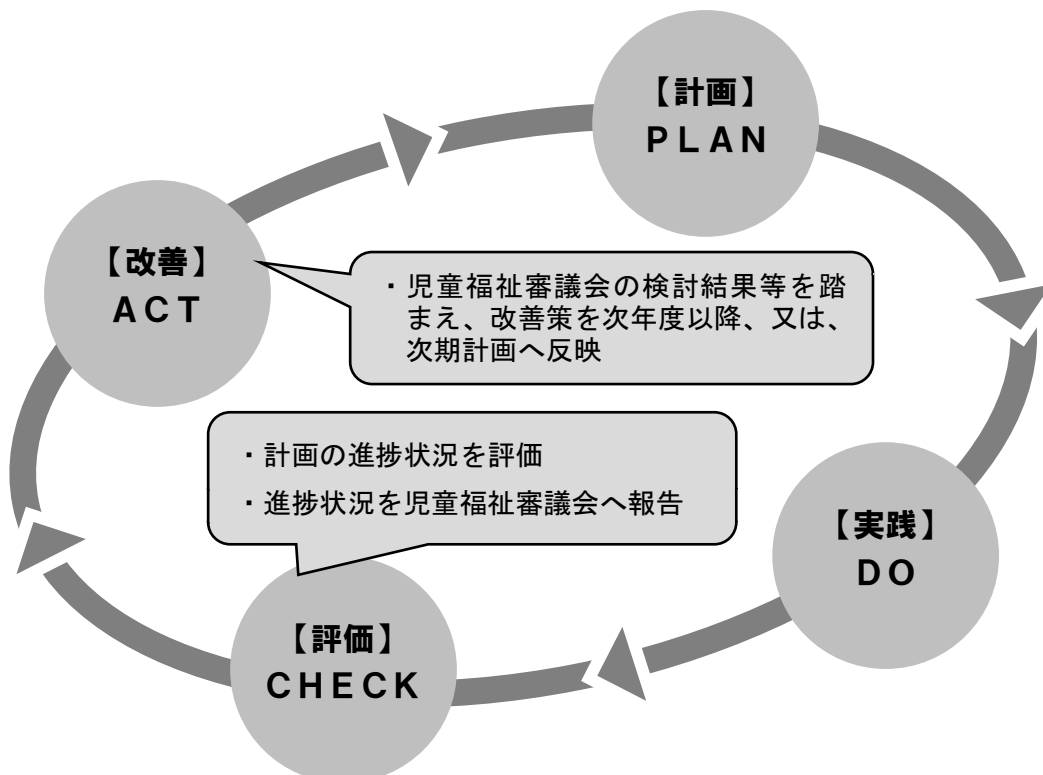
第6章 計画の推進体制

進捗状況の点検・公表

計画を着実に推進するためには、計画を立案（Plan）し、実践（Do）するだけでなく、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）し、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理にあたっては、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「久喜市児童福祉審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価を行うとともに、審議結果を市ホームページを通じて公表します。



資料編

1 計画の審議過程

年度	月日	会議名等	審議内容等
平成25年度	8月27日	久喜市児童福祉審議会	(1) 久喜市次世代育成支援行動計画（後期計画）平成24年度推進状況について (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 市民アンケート調査の実施について
	9月26日 ～ 10月14日	久喜市子育て支援に関するアンケート調査	配布件数：①就学前児童3,000件、②小学生児童1,000件 回収件数：①就学前児童1,765件、②小学生児童616件
	1月17日	久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議	(1) 久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議の役割について (2) 「（仮称）久喜市子ども・子育て支援事業計画」について (3) 「（仮称）久喜市子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュールについて
	1月17日	久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議専門部会	(1) 久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議専門部会の役割について (2) 子ども・子育て支援新制度について
	1月21日	久喜市児童福祉審議会	(1) 久喜市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（速報）について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 「（仮称）久喜市子ども・子育て支援事業計画」に係る計画骨子（案）について
	3月25日	久喜市児童福祉審議会	(1) サービス需要量の見込みについて (2) 「（仮称）久喜市子ども・子育て支援事業計画」（素案）について

年度	月日	会議名等	審議内容等
平成26年度	5月28日	久喜市児童福祉審議会	(1) 教育・保育提供区域の設定について (2) 需要量の見込みと提供体制の検討について (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準等(案)について
	7月22日	久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議	(1) 子ども・子育て支援に関する事業について
	7月29日	久喜市児童福祉審議会	(1) 「(仮称)久喜市子ども・子育て支援事業計画」に係る基本理念及び体系(案)について (2) 「(仮称)久喜市子ども・子育て支援事業計画」に掲載する子ども・子育て支援事業(案)について
	8月20日	久喜市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種条例(案)について (2) 「(仮称)久喜市子ども・子育て支援事業計画」に係る基本理念及び体系(案)について
	10月2日	久喜市児童福祉審議会	(1) 「(仮称)久喜市子ども・子育て支援事業計画」(素案)について (2) 保育料(素案)について
	11月13日	久喜市児童福祉審議会	(1) 保育料(素案)について (2) 久喜市保育所条例の一部改正(案)等について
	12月9日 ～ 1月7日	市民意見提出制度(パブリック・コメント)を実施	意見書提出:1人(3件)
	1月26日	久喜市児童福祉審議会	(1) 市民意見提出制度(パブリック・コメント)の結果について (2) 「(仮称)久喜市子ども・子育て支援事業計画」(案)の答申(案)について (3) 久喜市立保育所保育料等徴収条例(案)について (4) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

年度	月日	会議名等	審議内容等
平成 29 年度	9月28日	久喜市児童福祉 審議会	(1) 久喜市子ども・子育て支援事業計画の推進状況について (2) 久喜市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
	10月24日	久喜市児童福祉 審議会	(1) 久喜市子ども・子育て支援事業計画の見直し(案)に係 る答申(案)について (2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について (3) 久喜市保育所等入所選考基準について

2 久喜市児童福祉審議会条例

平成22年3月23日

条例第119号

改正 平成25年7月8日条例第43号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、久喜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年7月8日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の久喜市児童福祉審議会条例第3条第2項第5号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該最初に委嘱された際現に同条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期と同時に満了するものとする。

3 久喜市児童福祉審議会委員名簿

(平成 25 年 8 月 27 日から。敬称略)

選任区分	氏名	備考
1号委員 (児童福祉関係者)	八木原 幸子	平成 25 年 11 月 30 日まで
	荻原 さゆり	平成 26 年 1 月 21 日から
	久下 みゆき	副会長 (平成 26 年 7 月 31 日まで) 平成 28 年 7 月 31 日まで
	尾崎 由記子	平成 28 年 8 月 1 日から
	田口 伸	平成 29 年 3 月 31 日まで
	広瀬 正幸	平成 29 年 6 月 1 日から
2号委員 (教育関係者)	穂村 憲久	平成 26 年 7 月 31 日まで
	吉山 朗	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 11 月 16 日まで
	池田 聖司	平成 27 年 11 月 17 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
	金子 孝雄	平成 29 年 6 月 1 日から
	夢川 善裕	
3号委員 (保育所関係者)	竹下 成子	
	新井 貴美井	
4号委員 (学識経験者)	西崎 道喜	会長
	櫻井 邦夫	副会長 (平成 26 年 8 月 1 日から)
5号委員 (子どもの保護者)	中島 美由紀	平成 26 年 7 月 31 日まで
	植竹 佐智子	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 28 年 7 月 31 日まで
	前原 直子	平成 28 年 8 月 1 日から
	佐藤 恵美子	平成 26 年 7 月 31 日まで
	岡田 由美子	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 28 年 7 月 31 日まで

	斎藤 隆雄	平成 28 年 8 月 1 日から
6 号委員 (公募による市民)	小林 健二	平成 26 年 7 月 31 日まで
	細川 敦子	平成 28 年 7 月 31 日まで
	梅原 克彦	平成 28 年 7 月 31 日まで
	前田 昭信	
	柿沼 平太郎	平成 28 年 7 月 31 日まで
	齊藤 京子	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 28 年 7 月 31 日まで
	長谷川 道子	平成 28 年 8 月 1 日から
	金敷 京子	平成 28 年 8 月 1 日から
	奈良 千鶴	平成 28 年 8 月 1 日から
	景山 理沙	平成 28 年 8 月 1 日から

久喜市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

平成 30 年 3 月改定

発行 久喜市

編集 福祉部 子育て支援課

〒346-8501

埼玉県久喜市下早見 85-3

電話：0480-22-1111（代）

E-mail：kosodateshien@city.kuki.lg.jp
